

令和6年第2回八千代町議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月13日（木曜日）午前9時03分開議

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	12番	水垣 正弘君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	生井 好雄君	町民くらしの部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産業建設部長	青木 譲君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり推進課長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	鈴木 和美君
財 務 課 長	中川 貴志君	消防交通課長	西村 良君
税 務 課 長	岩坂 信幸君	国保年金課長	諏訪 敦史君
福祉介護課長	栗野 直人君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊藤 武史君
農 政 課 長	山崎 浩司君	産業振興課長	瀬崎 清一君
都市建設課長	倉持 浩幸君	上下水道課長	秋葉 通明君

会計管理者兼 会 計 課 長	鈴木 佳奈君	学校教育課長	関 和之君
スポーツ振興 課 長	安江 薫君	総務課補佐	石塚 浩二君
財務課補佐	山中 昌之君		

議会事務局の出席者

議会事務局長	飯岡 勝利	補 佐	菊 佐知子
主 幹	小竹 雅史		

議長（上野政男君）引き続きご参集をくだされまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

令和6年6月13日（木）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 請願第2号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願
（常任委員長報告、審議、採決）

日程第3 議第 1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書の提出について

日程第4 閉会中の継続調査の件
閉 会

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合は退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し

上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

本日の会議におきまして、町PR係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

ここで脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、8番、大里岳史議員の質問を許します。

8番、大里岳史議員。

（8番 大里岳史君登壇）

8番（大里岳史君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、部活動地域移行についてであります。この問題については、私の友人や知人、保護者の方から多くの質問、疑問の声を私の元に寄せられるところであります。その声の中には、今後の部活動の在り方に関する不安がかいま見られ、国で指導する一連の部活動の在り方に関する改革といえど、その形は全国の地方、地域によっても様々であります。その中で、確実に言えることがあるとすれば、例えば茨城県全体で見たときに、12年前の中学生の生徒数と現在の生徒数を比較すると、約3割も減っているという事例があります。

今では、各中学校の部活動の単独チームでの大会出場が困難で、合同チームでの出場を余儀なくされる部活動もあります。さらに、中学校の部活動を地域に移行する理由については、近年教職員の負担が増加しており、その結果、教職員の働き方改革が必要不可欠となっております。部活動の指導に費やす時間が授業準備や個別指導の時間を圧迫し、教員を過労を引き起こし、これを改善するため、部活動を地域のクラブやスポーツ団体に委託することとされ、教員は本来の教育業務に専念できるようになります。

また、地域移行は、地域社会と連携を強化する絶好の機会でもあります。地域のスポーツクラブや文化団体との協力により、専門的な指導を受けることができるだけではなく、地域の一体感が常態され、これにより生徒たちはより豊かな学習環境で成長することができるようになります。

しかし、この移行には、幾つか課題も存在します。まず、第1に、地域の指導者の確保であります。地域社会は、優れた指導者がいる一方で、全ての学校で十分な指導者を確保することが容易ではありません。したがって、指導者の育成プログラムを設けることが急務であります。

次に、移行に伴う費用の問題ですが、地域移行を進めるためには、新たな施設の整備や指導者への報酬など、多大な経費がかかります。これに対して、国や県の支援を強化し、財政的な支援をさらに充実させることが必要であります。さらに、保護者や生徒からの理解と協力も欠かせません。

最初に述べましたように、部活動の在り方が変わること、不安を感じる生徒、保護者も数多くいます。そのため、移行のメリットを丁寧に説明して、信頼関係を築くことが大切であります。これらを総括的に考えた上で直面する課題には、八千代町としても真摯に取り組むことが必要であると考えます。地域の指導者確保、費用の問題、そして生徒や保護者の理解と協力を得るために、以下の4点の具体的な対策を講じなければなりません。

まず1つは、指導者の育成と確保。地域のスポーツクラブや文化団体と連携し、指導者の育成プログラムを設け、指導者の質を確保し、安定した部活動運営を目指すこと。第2、財政支援の充実。国や県との協力を強化し、必要な予算を確保すること。また、民間企業や地域団体からの協賛や寄附を募り、持続可能な運営をすること。3、広報活動の強化。移行のメリットや具体的な計画を全ての関係者に丁寧に説明し、保護者や生徒からの理解と協力を得るための広報活動をすること。説明会や意見交換会を定期的で開催し、皆様の声を反映した運営を心がけること。4、移行と試行とフィードバック。まずはパイロットプロジェクトとして、一部の学校で試行し、その成果と課題を分析すること。その結果の下、具体的な移行計画を調整し、よりよい形での実現を目指すことになります。

八千代町の子どもたちが健全に成長し、将来の日本を担う存在となるためには、このような地域と協力して、優れた人材を確保するような教育環境の整備が欠かせません。

中学校の部活動の地域移行は、その一環として重要な施策であります。

以上を踏まえながら、何点か質問させていただきますので、町長をはじめ執行部の皆様には全ては八千代の子どもたちとなるようなご答弁をお願いいたします。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） それでは、質問に入ります。

今、生徒が何の部活に入部しているのか、またどのようなクラブチームに通っているのかお伺いいたします。

そして、一中にあって東中がない、東中にあって一中にない部活もあり、何年か前はわざわざ住所まで移して、八千代一中で優先して部活に励んだと聞いていますが、それを把握しているのかお伺いいたします。私は、地域移行も大切ですが、部活動の統合するのが早急の課題だと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） それでは、議席番号8番、大里岳史議員の通告による一般質問、そして今の質問に対してお答えいたしたいと思います。

どのようなクラブチームに入っているかとか、部活動がというご質問でございました。部活動につきましては、一中にあって東中がないもの、あるいは東中にはあって一中にないものというところからお答えさせていただきますが、一中にあって東中になくないものは、女子ソフト部、それから陸上部、男子テニス部、男子バスケットボール部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、柔道部、剣道部、水泳部というところで、一中が結構部活動の数は多いというところになります。他方、東中にあって一中にないという部活動は、バドミントン部というところになります。

さらに、では、部活動とクラブチーム、どのくらいの割合で入っていたりとか、どんなところに行っているかというご質問でございましたけれども、一中、東中ともに、学年ごとに言っていきますと、一中ですと、クラブチームには1年生104人中14人が入っております。2年生は103人中13人、3年生は124人中で10人がクラブチームというところになります。東中ですが、1年生52人のところ6人がクラブチーム、54人のところ7人がクラブチーム、3年生は64人のところ3人がクラブチームというところでございます。ですので、部活動以外のクラブチームというところでは、割合としては非常にまだ少ないところであるというところでございます。どのようなクラブチームにというところ

ろですが、やはりサッカー、バレー、バスケットボール、野球、ゴルフ、陸上、空手、ダンスと、あるいはバドミントンというところで、それぞれクラブチームに加入しているという状況でございます。

以上がまずの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号 8 番、大里岳史議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

部活動における地域移行の詳細につきましては、先ほど教育長から答弁があったという形であります。中学校部活動における地域移行については、国が令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間を改革推進期間と位置づけて推進しています。八千代町においても、令和 7 年度までに休日の部活動の地域移行を実施しなければならないという認識を持っております。少子化や学校の働き方改革が進む中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境を整備することが必須であるというふうに考えております。部活動の地域移行に関しましては、今年度からスポーツ振興課を所管として、八千代町中学校地域クラブ活動推進協会を組織しましたので、町スポーツ協会及び少年団、学校、地域と連携しまして、スピード感を持って事業を推進してまいりたいと考えております。

また、先ほどの地域移行の中で、議員のほうから統合するような話の中で、これが出ていましたが、地域移行の一つのメリットとしては、やはりそういったものがあるのだろうなと考えてございます。

答弁いたします。

議長（上野政男君） 8 番、大里岳史議員。

8 番（大里岳史君） 答弁ありがとうございます。私もいろいろ八千代一中、東中、また今の 6 年生のスポーツ少年団、入っているのを調べさせていただきましたが、これ私の時代、今の時代なのですか、八千代一中も東中も一番人気ある部活動が吹奏楽部、時代なのかなと私は思います。しかしながら、これ見ますと、八千代東中の野球部が今 12 名、八千代一中の野球部が 12 名、その中で今 3 年生が東中は 6 名、八千代一中は 5 名なのです。これ来年、野球は 9 人でやるものなので、万が一入らないと試合ができないのです。サッカーに対しても、東中は 1 年生が 11 人も入ったので、6 年生が抜けても 15 人います。

名簿の八千代一中が８名しかいないのです。３人足りません。そういった状況を、やはり同じ八千代なのですから、少年団も一緒にやってきたこともありますし、早急に統合をしたほうがいいのではないかなと私は考えます。

そこで、成り立つ部活もありますが、成り立たない部活をモデルとして、早急にやる考えはあるのか、教育長にお伺いします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ８番、大里岳史議員の質問にお答えさせていただきます。

一中に、東中において、人数が少ないという部活ももちろんございます。今の実態を申し上げますと、サッカー部につきましては、一緒に練習をしているという状況でございます。昨年度の新人生から今年の総体まで一緒に練習をしながら、合同で進めているというところでございます。総体以降、６月、来週、今週が郡大会でございますが、その後７月になりまして県西大会、そして県大会、関東、全国と進むわけですが、９月からの新人戦に向けての新体制ということになりますと、サッカー部、野球部、女子バスケットにつきましては、合同のチームをつくっていくという形で進んでいるところでございます。これ両学校の教頭先生方、そして部活動の顧問等々も話をしながら、そして中体連とも許可を得ながらというところで、今進んでいるところでございます。サッカー部については、練習場は今のところ別々で平日はやっておりますが、休日は合同でという形で進んでいるところでございます。

議員ご質問のこの後どう進んでいくかというところでございますが、やはり先ほど町長の答弁にもありましたが、この地域移行というところは、地域で子どもたちを育てるという大里議員さんの説明の中にもありましたけれども、格好の機会だというところでございますので、地域で子どもたちを育てていくというところを考えますと、やはり合同で積極的に進めていけるものは進めていく、そんなような形で５月２８日に開催いたしました八千代町中学校地域クラブ活動推進協議会の中でも、その辺のところは皆さんで合意を得ているというところでございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） ８番、大里岳史議員。

８番（大里岳史君） 答弁ありがとうございます。地域移行になりますと、いろんな問題、課題が出てくると思うのですけれども、私は皆さんも同じだと思うのですが、地域

移行というのよく分かっていない人が多分多いと思うのですけれども、平日と週末の違いは何か。平日は学校の先生が教えて、土日はボランティアとかそういう人が教えるのか。また、練習時間も3時間以内なのかという話も聞きます。そういう意見がありまして、練習を見る指導者と試合を見る指導者にはならないのかということが、いろんな話は聞きますけれども、それはならないのか伺いたいします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ご質問にお答えさせていただきます。

今のところ、令和7年度の末を目指して地域移行を進めているわけですが、そこは休日というところに焦点を当てているわけですが、ですが、先ほど来申し上げてますように、やはり部員の数等々を考えますと、休日だけというわけにはなかなかいかなくなってくる、この辺のところを協議会のほうで今進めているところでございます。ただ、まず指導者を募らなければならないので、先ほど議員のご質問にもございましたように、指導者をどう育成していくかという問題も入ってくるかと思えます。この募集については、今学校の職員、あるいは地域の中で応募をしながら進めているところでございます。学校の職員のほうも一中、東中のみならず、小学校においても部活動の指導をしていきたいという考えの先生方も何人かいらっしゃいますので、その辺のところも進めながらやっていきたいというところになります。

ただ、部活動の地域移行というのは、国や県の部活動の方針にのっとらなければならないので、練習時間がやはり平日ですと2時間、休日ですと3時間、休日はどちらか一方ということになってまいりますので、その辺のところは地域移行のクラブになったとしても、基本的に学校の部活動とほぼ変わらない、その状況をつくっていく。その裏には先ほど来申し上げておりますように、教員の働き方改革もちろんございますが、少子化という中で、やはりこのような形が一番進めていくのにはいいのであろうというところで、今進んでいるところでございます。八千代町もその原則にはのっとりつつ、どのように町の実態を考えながら進めていけるかなというところを今後協議会のほうで検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 答弁ありがとうございます。学校長とも話しましたがけれども、練

習場所はどのようにするのかとあって、近隣市町村では中学校、指導者が替わると中学校は貸さないという市町村もあります。八千代町は、先ほど出たように、部活動なので、場所は中学校で練習してオーケーだという話は聞きましたので、私もスタッフの選定が一番大事だろうと、そこは思いますけれども、やはり先生の中でも部活動を教えたくて先生になった先生もたくさんいると思うのです。どうせ費用とか払うのであれば、八千代に限っては八千代町の先生からなるべくスタッフを選ぶようにお願いをしたいと思います。

それで、中体連とクラブチームですか、今度大会が一緒になると聞きましたが、やはり中学校は縛りがあって練習時間も短い、クラブチームはそのくせ練習ができる、時間は2時間とか3時間決まっていますけれども、週末は土日は練習試合だ、大会だ入っていますから、そこの練習も全然違うと思うのですけれども、やはりクラブチームと中体連で大会が一緒になって、さすがクラブチームだと私は思うのです。それだけ時間も費やして、お金も費やしますから。そこで子どもたちが心を折れないのか、大会が当たって。結果を見て。そのときのケアといいますか、それをどうお考えかお伺いいたします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 8番、大里岳史議員のご質問にお答えいたします。

クラブチームという形で、名前がクラブチームということになりますと、また大きく違うところがございますが、民間でやっているクラブチームというのと、今八千代町が目指している、あるいは全国的に目指している地域に移行していくクラブチーム、クラブ、クラブという名前なので、またこれ違うわけでございますが、民間の場合には、やはり勝利至上主義のところもあるかなというふうに思われます。元は心身の健全な育成ということが部活動の大きな狙いでございますので、クラブチームは勝利主義というふうに言うのは語弊はあるかと思いますが、そちらの面もなくはないというところでございます。ただ、学校の部活動が地域移行していくという中では、今町がやろうとしている地域移行の場合の部活動については、勝利主義ということではなくて、子どもたちがスポーツに親しんで、生涯スポーツを楽しむという心を養っていくという部分が大きいものでございますので、そちらに力を置きながら進めていきたい。ただ、今議員ご指摘のように、試合に出て負けてしまうと心折れてしまうというところもあるかと思いますが、そのところはクラブチームであろうとも、普通の部活であろうともやはり負けてしまうときは負けてしまう、その負けをどう子どもたちが考えて、では練

習をどうしていくかというところでは、この部活動の在り方を変えていく中で、自主的に子どもたちが部活動を考えていく、練習計画であるとか、そういう部分も子どもたちが自らの力で考えていくということも大きな狙いとしているところでございます。それに対して、指導者がいや、ここはこうだよという形でアドバイスをしていくという流れでございますので、勝つ、負け、もちろん大事なことはございますが、そこだけではなくて、やはり子どもたちの心を培っていくというところでは、大きな差はないかなというところはございます。

また、民間のクラブチームでございますが、中体連の許可を得ていないと、中体連主催の大会には出られないというところでございます。となつてまいりますと、中体連が認定するということになりますと、やはり練習時間等々は平日2時間、土日どちらか3時間という形を守っているクラブチームになっていくというところでございます。そういう意味では、確かに練習の時間とか方法も大分違うかもしれませんが、心を折れてもそうではないよというところで、やはり子どもたちの育成を図っていききたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 答弁ありがとうございます。部活動の合併といいますか、これは私が議員になってからずっと、これは赤松教育長にも、前教育長にも言っていたのですが、なかなか実現されなかったというのがあります。

そこで、やはり何年前ですか、今から6年ぐらい前ですか、郡大会、八千代一中対東のサッカーを見に行きました。八千代一中はサッカー部二十七、八人いまして、東中は9名しかいない。郡大会をやりました。前半はゼロ対ゼロ。後半、5、ゼロ。八千代一中の勝ち。そこで、保護者にも私言ったことあるのです。「合併して八千代で強いチームをつくったほうがいいのではないのか」と言ったときに、保護者から聞いた言葉は、「八千代一中と組んでしまうと、レギュラーになれないのだよ」と言われました。でも、子どもは人数11人でサッカーやりたいので、やっぱりその温度差があるのかなというのは感じたところであります。

そこで、やっぱり国、県が地域移行、クラブとかになるべくならいいけれども、いうような問題なのですけれども、やっぱりクラブチームに行きたくても行かせられない理由というのがあると思うのです、家庭にも。そこら辺は、教育長も把握しているのかち

よっとお伺いします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） それでは、8番、大里岳史議員の質問にお答えいたします。

今、ご質問なのは、民間のクラブチームということだと思います。これ行けない理由というところでは、一番とか順番はつけられないと思うのですけれども、まず本人が、セレクション等々があるので、そこで振り分けられてしまうというところがもちろんあるし、ただ練習を見て、ああ、僕には、私にはちょっとこれは難しいなと思う部分もあるかと思います。こんな厳しいところにはちょっとついていけないなという部分がまずあるかと思います。

また、他方違う理由では、家族の、あるいは保護者の送迎がやっぱり必須になると。八千代町の中にもクラブチームといってもなかなかないわけです。すると、他市町村、遠くはつくばであるとか古河であるとかというところに、あるいは小山というところに足を伸ばす方々もいらっしゃるわけで、そうするとやっぱり保護者の送迎ということになってまいりますと、これはやっぱり家庭的なものがあると。

それから、さらにはお金に関しても、学校の部活動ではほとんどかかりませんけれども、確かに学校の部活動では自分が所属している、例えばテニスであればラケットを買うとかユニフォームを買うとか、そういうところは自己負担というところでありますけれども、そのほか保護者会というのもこの部活動も整備はしているので、そこに関する保護者会のお金とかということですが、それほどなのということは失礼ですけれども、そんな高額にはならないというところがございます。ですが、やはりクラブチームということになりますと、料金のほうは結構かかるということは承知しているところがございます。

そのような今言った本人の意欲の問題、それから家族等々の送迎の問題、料金の問題というところも絡みながら、行けない理由があるのかなというふうに考えているところがございます。

以上です。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 答弁ありがとうございます。教育長の言うとおりのなのです。1番は子どものやる気、2番は家族の協力が不可欠なのです、これは。私もせがれが今古

河のほうにサッカーチーム行っていますけれども、週5日古河に行っています。学校帰ってきて、飯を食わせて、すぐに着がえて行かないと間に合わない。2時間の練習やって、帰ってきて9時。お風呂入って、御飯食べて。好きだからできるというものもあると思うのですけれども、やはり自分も一番下のあんちゃんなので、上がもう高校生と成人なので、そこら辺はありますけれども、兄弟が小学生と幼稚園にいる家庭は難しい。いろいろお母さんに聞くのですけれども、帰ってきて、やっぱり洗濯、土曜日試合やって、洗濯、日曜日使いますから。やはり頑張っている姿を見れば帳消しになるという意見もいろいろあります。

そこで、ここからは町長にお願いというより、町長の出番なのですからけれども、そこでクラブチームではいろいろと金銭的なものもあります。月謝だったり、遠征費の負担もあります。そこで、何とか頑張っている子どもに八千代町でバックアップをしてくれるような考えはないのか、町長にお伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

私も中学時代、吹奏楽部とサッカー部を掛け持ちでやっていたしまして、3年間八千代一中で一回も勝ったことがございませんでしたが、私の同級生はすすくと健全に育ったようでございます。

そしてまた、議員の支援をという話でございます。私は、常々議員の皆さんの前でも、一般の町民の方の前でも、八千代町で育つ子どもたちが他の地域の子供たちに引けをとらない、そういう教育環境をつくりたいと言ってまいりました。教育環境の中には、スポーツも当然含まれているわけでございます。先ほどの教育長の答弁にはなかったわけではありますが、議員の話の中に、指導者が大切だという話がありました。これは私ももっともだということで、八千代町にスポーツの企画運営のプロを連れてくるということを決めております。間もなく決まりましたら、地域おこし協力隊という中で来ていただきたいと思います。その方にいろいろなご指導を受ける、そういうスタイルを取ってまいりたいと思います。そもそも私は、地域移行に対して前向きでございまして、スポーツ振興課をつくったのも、地域移行の準備をほかの自治体に先駆けて準備するためのものでございました。

質問のお答えに入りたいと思うのですが、先ほど申し上げましたように、私が目指す

は八千代町の子どもたちが何らほかの子どもたちにとって引けをとらない、むしろ八千代町で育つ子どもたちがいろんなことを経験できる、そういう地域、町をつくりたいというふうに思っております。ですから、子どもたちが成長することをお金の問題で妨げようというものはございませんので、その点についてははっきりと申し上げたいと思います。そして、問題はその方法だと思います。それは、地域で、保護者で、学校で、我々が議論を重ねた中で、最善の方法を探ればよいという形であると思います。そこに、町民の方の税金を入れさせていただくということについては、これは町民の方も納得いただけると、そういうふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 皆さん、私の経験談なので、身近な話だと思って聞いてもらえばありがたいのですが、やはり夏遠征があります。大阪遠征、帰ってきて、今度神栖遠征、いろいろ遠征が、今年は3回ぐらいあるのかな。大体十五、六万円かかります。そこで、水とか氷は自分で買うので、お小遣いを合わせると20万円かかるのです。やはり私の家も裕福とかそういうのではないのですけれども、同じチームのいる保護者に聞くと、1か月の給料が夏の遠征費でなくなってしまう、でも子どもはやりたい、サッカーでいい高校行って、インターハイ出たい、そういう目標があるから頑張るのだという話を毎週毎週保護者としていますけれども、そこら辺で町長言ったように金で代えられない。八千代町もふるさと納税も頑張っていますし、八千代町の子どもを応援してもらうような企画を上げてもらって、一人でも多くクラブでも通えるような体制をつくっていただきたいと私は考えております。

そこで、町長の2期目のスローガンというのですか、みんなの夢の挑戦、それを子どもたちの夢の挑戦に力を貸していただきたい、私はそう思っております。そこら辺のことを答弁お願いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回は、みんなの夢に挑戦というタイトルをつけさせていただきました。よく町民の方に野村のまちづくりはどのようなのだというふうに聞かれます。私は、話すと1時間とか

になる形の中で、端的に言っております。より楽しい生活を求めて、そしてより安心な生活を求めて、ここに全てが集約されていると思うからであります。そして、その夢の中には子どもたちの夢も入っている。アンケートの調査なんかを見ますと、小学校のうちにはなぜスポーツやるか、部活をやるかという、好きだから、上手になりたいから、そういう声を返ってきます。ですが、中学、高校とレベルが上がるについて、今度はプロになりたい、そういう答えが出てくる。そういう道も目指すのも私はいいいことだと思っています。夢の挑戦ですから、町民の方がいろんな道に挑戦できる、そういう土台、環境をつくる、これが私の仕事だと思っております。

以上、答弁とします。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 町長、答弁ありがとうございます。先ほども、何回も言いますけれども、やはり子どもたちのためなので、町民は行っていない人には関係ないだろうとか、そう思う町民もいると思います。しかしながら、八千代町の子どもに一人でも多くレベルの高いところで、お金にも心配なくできるような環境づくりをしていただきたいと思います。教育長にも言いますけれども、この問題は一日でも早く対応しなければ、クラブ行く子どもはもうセレクションが始まってしまいます。また、来年入学する今の6年生ですか、部活動の情報がサッカー部が先ほど言ったように6人しかいない、何人しかいないというのであれば、やっぱり選択肢を変えなくてはならないと私は思うのです。それを保護者も生徒も混乱しないように、一日でも早く、議会終わりましたら、今日でもすぐに対応できるようなことをやらないと、やはり子どもの道はずれていってしまうので、そこら辺を一日でも早く、子どもたちのためにお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（上野政男君） 以上で8番、大里岳史議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、11番、大久保武議員の質問を許します。

11番、大久保武議員。

（11番 大久保 武君登壇）

11番（大久保 武君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしました耕作放棄地について質問いたします。

年々増加傾向にある耕作放棄地は、町内にはどのくらいあるのか質問いたします。

また、長い間耕作放棄している耕地では、草や木や竹など生い茂り、その他の火災や、排水への影響、大雨やゲリラ豪雨が多発しておりますので、町道まで達するような、溢水するような車の通行にも影響し、1日ないし、2日くらいは通行ができないような災害が発生することも過去には何度かありました。

また、カラス、アライグマ、ハクビシンなどと有害鳥獣が近年多く、家庭菜園をはじめ、スイカ、メロン、トウモロコシ、トマトなどの被害が発生し、また農作物の盗難も発生しております。町の対応、対策を伺います。

5月31日の読売新聞による記事をちょっと伝えておきます。キョンが県内でも目撃されたシカ科の特定外来生物の対策として、県は30日、有力な情報や捕獲に奨励金を出す制度を始めたという発表したという記事が載っておりました。千葉県南部等を中心に大繁殖しております。茨城県でもまだ4例しか確認されていないのですが、生後約1年で出産するほど繁殖力が強いいため、茨城県は農作物などの被害などが出る前に手を打とうと制度を創設した。キョンの目撃情報に対する奨励金制度は、全国の都道府県で初めて。茨城県によると、4月1日以降に県内に撮影したキョンの画像が、動画を発見場所の住所、発見者の名前とともに、メールで県環境対策課に送ると、情報1件当たり、2,000円が支払われる。情報は、わなの設置など捕獲に生かすということで、さらには、キョンを県内で捕獲した場合は1頭当たり3万円が支払われるという記事が読売新聞に出ておりましたが、町では有害鳥獣を捕獲した場合は報償制度などはあるのか伺います。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号11番、大久保武議員による、通告による一般質問にお答えいたします。

農地として今後も活用が見込まれない耕作放棄地、こちらは農地集積に支障を来すだけでなく、雑木や雑草などが繁茂しまして、病虫害や有害鳥獣の発生の要因ともなります。

また、議員さんご指摘のように、大雨のときなどは、耕作放棄地周辺の水路などの影響で、周辺にも影響があるというような状況と、またごみの不法投棄や火災発生の原因となるなど、生活環境への影響も考えられ、八千代町の基幹産業である農業の振興を図る上で、耕作放棄地の増加は重要な課題であると認識しております。

まず、八千代町の耕作放棄地の現状でございますが、農業委員会では毎年遊休農地の

実態把握、地域の農地利用の確認、農地の違反転用発生防止と早期発見を目的に、農地利用状況調査を実施しております。農業委員会の調査では、引き続き耕作されないと見込まれる農地を遊休農地としておりますが、この答弁では、遊休農地をいわゆる耕作放棄地と表現させていただきます。令和５年度末の農地利用状況調査の数値としましては、田で45.9ヘクタール、畑が15.6ヘクタール、合計61.5ヘクタールの耕作放棄地を確認しております。確認された耕作放棄地については、所有者の意向調査を行った上で、必要に応じて指導の実施や担い手の集積、企業や新規就農者など新たな担い手の参入など、解消に向けた対策に取り組んでおるところでございます。しかしながら、耕作条件の悪い農地や一团的に耕作放棄地になっている場合、また建設重機などでないと作業が困難な農地では費用が発生するなどのことから、耕作放棄地の解消につながっていないのが現状であります。

耕作放棄地解消の支援策といたしましては、国の補助事業になりますが、耕作条件の改善や担い手への農地集積を図ることを目的として取り組む土地改良事業による農地耕作条件改善事業や、地域ぐるみで地域の農地や水路などの環境保全活動に取り組む多面的機能支払交付金事業などがございます。多面的機能支払交付金事業については、当町において、西豊田地区で１組織、安静地区で１組織、中結城地区で７組織、川西地区で１組織の合計10組織、農用地面積702ヘクタールで事業に取り組んでおり、各地域で実施する耕作放棄地の発生防止に向けた活動に支援しております。その中で、昨年度から事業に取り組んでいる安静の新地地区では、５年間で約３ヘクタールの耕作放棄地を解消する計画となっております、昨年度は約１ヘクタールの耕作放棄地を解消しております。

なお、各事業に取り組む場合は、地権者の同意や地域での組織づくりなどの実施要件がございますので、地域の状況を把握しながら、農業委員会や関係機関と連携し、事業の推進と耕作放棄地の解消に取り組んでまいります。多面的の事業の中で、水路とかの清掃なりということも取り組むことができますので、その辺で降雨時の雨による災害というものは軽減できるものではないかと考えております。

次に、有害鳥獣の対応についてですが、町では八千代町鳥獣被害防止計画を策定しまして、重点対策鳥獣をアライグマ、ハクビシン、イノシシ、鹿、キョン、カラス、ムクドリ、ヒヨドリとして捕獲活動を行っております。

先ほど議員質問の中に、キョンに対するとか、有害鳥獣の捕獲に対して捕獲奨励金と

どうか補助みたいなものが出ているのかということですが、八千代町では、現在のところ助成金とか、捕獲した際の報奨金みたいなものについては出してはいないという状況でございます。

まず、有害鳥獣による町内の被害状況でございますが、アライグマやハクビシンは町内全域で目撃情報がありまして、スイカ、メロン、トウモロコシの野菜などの農産物の食害や、家屋の屋根裏などへの侵入が確認されております。梨の収穫時期には、カラス、ムクドリ、ヒヨドリによる食害が川西地区、西豊田地区、安静地区で発生しております。そのほか、カラスでは農業用のビニールハウスとか、そういったものへの被害も報告されているところでございます。なお、対象鳥獣の鹿については、2020年の12月ですが、仁江戸地区で目撃情報はあったのですが、特に被害の報告はありませんでした。イノシシとキョンについては、目撃情報の確認は八千代町ではされてはございません。

町では、防除計画に基づき、カラスなどの鳥類は、猟友会において、鳥獣保護管理法に基づく、銃器による捕獲を実施しております。期間は7月から9月の3か月間で、特産である梨の被害軽減を図るため、梨の圃場周辺を重点地域として、JA梨部会と連携して行っております。アライグマやハクビシンなどの獣類については、箱わなによる捕獲を実施しております。箱わなについては、町に申請していただくことで、町民の方へ貸出しを行っております。捕獲したアライグマについては、外来生物法により特定外来生物に指定されておりますので、町職員がわなごとお預かりして、県の施設において処分を行っているところでございますが、ハクビシンを捕獲した場合には、特定外来生物に指定されておきませんので、申請者本人による処分の手配をお願いしているところでございます。アライグマについては、昨年度41頭を捕獲しており、今年度は4月から2か月間で20頭を把握しております。特定外来生物のアライグマについては、捕獲頭数も年々増えている傾向にあります。また、アライグマやハクビシンは強い繁殖力を持っていることから、今後も増加していくことが予定されております。

先ほど有害鳥獣の捕獲に対して報奨金みたいなものはできないのかということですが、町としてはそれはまだ支給していないところでございますが、有害鳥獣対策としましては、有害鳥獣を担う猟友会に対しまして、有害鳥獣捕獲の推進委託事業として、今年度は50万円を予算化しまして、猟友会の活動に支援をしているというところでございます。また、猟友会においては、会員の高齢化、会員の減少が進んでいることから、町独自で新規狩猟免許取得の際に費用の助成をしているところで、担い手の確保対策にも取り組

んでいるところでございます。引き続き地域の被害状況を正確に把握し、県や近隣市町村、猟友会と連携を図りながら、効果的な捕獲活動、それと被害の減少に努めてまいりたいと思います。

以上、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号11番、大久保武議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

耕作放棄地と有害鳥獣の問題につきましては、農業を基幹産業とする本町にとりましても大変重要な課題であります。耕作放棄地増加の原因は、主に農業者の高齢化や農業者人口の減少が挙げられるわけであります。農林業センサスによりますと、当町の基幹的農業従事者につきましては、2020年の調査になりますが、20年前の2000年から841人、34.9%減少しております。農業人口の減少に伴い農地が放置されるケースが原因と考えられます。耕作放棄地の増加は、雑草の繁茂や病虫害、有害鳥獣の発生拡大、また農地や水路等の機能が失われ、集中豪雨などの災害時の危険性が高まるなど、農業に限らず、生活環境への影響も及ぼすものと認識しております。耕作放棄地については、農地法において、農地の権利を有する者の責務として、農地の適正かつ有効効率的な利用を確保するようにしなければならないと定められておりますので、耕作放棄地の所有者に対し、農地の適正管理の必要性について丁寧に説明をさせていただきまして、その解消に向けた取組を進めているところでございます。

また、昨年度、町外の企業2社が八千代町で農業に取り組みたいとの相談があり、町において地権者との調整を図り、耕作放棄地を活用し、サツマイモを栽培することで準備を進めております。それにより、約2.5ヘクタールの耕作放棄地の解消につながるものと考えております。しかしながら、部長答弁のとおり、様々な条件により解消できない場合もありますので、地域の方々のご意見を伺いながら、また企業の参入を積極的に推進し、耕作放棄地対策に取り組んでまいりたいと思います。

次に、有害鳥獣への対応ですが、近年全国的に有害鳥獣等による被害は拡大しております。熊に関しましては、出沒に関する報道が増えており、農作物被害や市街地周辺への出沒、死傷事故も発生しており、生活環境に大きな影響を及ぼしております。また、

茨城県内では、利根川流域において、イノシシの生育域が拡大していることや、これまでの被害のなかったニホンジカやキョンの侵入が確認されるなど、新たな脅威も発生しています。これは、県南地方ではキョンが千葉県側から入るという大分恐れていたようで、キョンというのは繁殖力が大分高いということで、これ入りますと大変なことになるというのが、県南の市町村長たちの間でお話がされておりましたが、とうとう茨城にも来てしまったというような形でございます。このような形から、茨城県では今年度より、キョンの定着、繁殖を防止するため、目撃情報の提供者や有害鳥獣捕獲許可により、捕獲した方に対して、報奨金制度を創設したようでございます。当町においては、前にサルや鹿が出現したということもございましたが、多いのはアライグマやハクビシンでございます。この相談が大分多くなっている状況でございますので、箱わなの貸出しにつきましては、町民の方に積極的に活用いただき、地域の方にもご協力いただきながら、関係機関や猟友会の皆様との連携を強化して、有害鳥獣対策に取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

11番、大久保武議員。

11番（大久保 武君） 耕作放棄地の件ですが、私も安静畑総の組合長もやっておりますが、畑はほとんど動く必要はないのですが、谷津田は耕作をしにくい、小さい場所なので、ここが大体90%耕作放棄されていてほとんど作っていないのです。最近、この水管理のほうも、霞用水を、井戸が駄目だということで、前の組合長が先頭に立って、畑作物を取り入れるということで、県の補助をもらって、霞用水を導入したのですが、最近少ないものですから、滞納者がどんどん、どんどん増えてきている状況なので、その辺をちょっと霞土地改良区ともいろいろ検討して、町も検討してもらって、何とか対策をされてもらいたいと思うので、町長の一言が、よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大久保議員の再質問にお答えをさせていただきます。

恐らくモデル地区でやった小さい場所というのは、15号線沿いの左側の話だと思います。あそこは、地元の方からも私も何回も相談を受けておりまして、何かに利用できないか、カニの養殖かドジョウの養殖かなんていう話もしたこともありましたが、地元の

方の話によりますと、水はけのよいような形を取ってもらえれば、取りあえず急場はしのげるのだなという話を聞いておりますので、そのことについては農林担当のほうに伝えまして、対策を講じていきたいというふうに思っております。

そして、問題は使っていないにもかかわらず、水利費がかかってしまうという件についてでございます。これは、今のところ考えるに、当初の話として、水利が払ってきますよという形でやっておりましたので、これは霞ヶ浦用水のほうとの相談をしていかなければならないと思っています。ですから、私の考えとしては、放棄するのではなくて、有効利用のほう考えていきたい、そのほうが現実的であろうなということを考えております。

以上答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に再々質問ありますか。

11番（大久保 武君） 町の農政課のほうにちょっとお願いしたいのですが、霞用水のほとんど導入はしているのですが、使用されていない状況なので、これを町と霞のほうで話し合ってもらって、何か今だんだん、だんだん、年々滞納者が増えてくるような状況なので、使わないのだから払わないという人もいますので、これは非常に私も困っているのです。ひとつ検討していただきたいと思います。答弁しっかりとお願いします。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 大久保武議員の質問にお答えいたします。

先ほど町長がお話をしたように、霞用水との話の中だと思うのですが、有効利用できればということをもとにということで、その辺から考えていきたいと思いますので。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で、11番、大久保武議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、3番、榎本哲朗議員の質問を許します。

3番、榎本哲朗議員。

（3番 榎本哲朗君登壇）

3番（榎本哲朗君） 議長の許可をいただきましたので、通告のとおり質問させていただきます。

最初に、町内の小中学校での不登校のお子さんについてお聞きします。文部科学省の

2022年度の調査によりますと、県内の小中学校で、30日以上欠席した不登校の児童生徒は、過去最多の8,577人いたそうです。私も町内の20代の方々に聞き取り調査をしましたところ、過去に不登校のお子さんが数名いたそうです。人間関係に敏感な年頃でもありますが、教養を身につける時期でもありますので、できる限り登校していただきたいと私は思っております。

現在、不登校の児童生徒はいらっしゃるのでしょうか。人数としてはどのくらいいるのでしょうか。教室で過ごすのがつらかったり、学校に通えなかったりするお子さんの要因は何だったのでしょうか。お子さんは、望んで不登校になっているわけではないと思います。学校側の学習障害に対する理解が不十分だったり、子どもたちの中でのいじめだったり、それぞれ理由があると思いますが、原因について分かる範囲でお答えください。

そして、不登校になってしまったお子さんに対して、町として、また学校として、フォローはどのようにしているのでしょうか。

つくば市では、不登校のお子さんを支援しようと市内の小中、義務教育学校で、校内フリースクールを開設したそうです。全50校に設置して、教員免許を持つ支援員を常駐させ、学習を支援したり、悩みの相談を受けたりして、居場所づくりに取り組んでおります。県内でも、2023年度は13の市町、38校で校内フリースクールを設置していましたが、2024年度は県の関連事業だけでも、34の市町、77校に拡大しておりまして、自治体独自の設置を含めると、少なくとも100校は超えると思われています。八千代町としては、校内フリースクールの実施についてどのようなお考えがあるのでしょうか。費用や人員の問題がありますので、今日のあしたというわけにはいきませんが、つくば市の例では、フリースクールを運営する民間事業者を経費の半額を上限に補助金を出したり、フリースクールの利用者にも、月額上限2万円を補助しているそうです。町の令和6年度の運営方針の中に児童生徒への様々な事業が含まれております。子育てしやすい町を目指して、全てのお子さんに多様な学びを確保できるよう、努力されている町としてのお考えを聞かせてください。

次に、教職員の労働環境についてお聞きします。昨年12月の一般質問のときにも申し上げましたように、勤務時間がかさむことなどで退職、休職してしまう若手教員が増えているのが現状です。文部科学省の2022年度の調査によりますと、学級担任を務めている公立学校教員の平日の在校時間は、小学校で10時間57分、中学校で11時間19分だった

そうです。担任を持たない専科教員や中学校の特定教科担当の教員に比べ、30分から50分長いそうです。また、同じ2022年度の残業時間の上限指針の月45時間を超える教員は、小学校で64.5%、中学校で77%による数字が出ております。町内の小中学校の教職員の在校時間はどのくらいになるのか、分かる範囲でお答えください。

先日、国の中央教育審議会の特別部会で、教員確保策の提言ポイントが出されました。その中で、担当事業が多い小学校学級担任の負担軽減を目的として、現在では小学校5、6年で進めています教科担任制を小学校3、4年生にも拡大しようという案です。山形県の取組では、2023年度より新卒1年目は学級担任を持たず、教科担任と副担任を経験させることで、採用1年未満での退職を防ごうとしているそうです。町として、学級担任の負担軽減に取り組んでいることはあるのでしょうか。

以前から、小学校では学級担任制が主流でした。現在では、教科担当の先生方や支援員の先生がいることで環境も変わってきています。学級担任が同じ学年内で担当する教科を決め、ほかの学級でも教える教科分担制や、複数の教員が学級運営に関わるチーム担任制、複数の学級がある場合、専科教員も含んで週替わりで学級を受け持つ学年担任制などがあります。町内のほとんどの小学校では、各学年1学級が多くなっていますので、チーム担任制や学年担任制というわけにはいきません。町としては、担任制を今後どのように考えていくのかお聞きします。

県の教育委員会では、教職員の長時間勤務の解消などを目指して、働き方改革ブレーク会議を開いて、労働環境の改善に向けて動き出しています。しかし、国や県からの方針や提言を待っているのは、改善までに時間がかかってしまいます。八千代町独自のスタイルを考えながら、教育力のアップを図ることを念頭に置いて進めてみてはいかがでしょうか。町長にはその辺りをお聞きします。

以上が私からの質問になります。

議長（上野政男君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

初めに、私からは、不登校の児童生徒についてのご質問の中の不登校の児童生徒はいるのか。人数はどのくらいか。要因は何か。フォローはどうしているのかについて答弁させていただきます。

まず、不登校の児童生徒はいるのか。人数はどのくらいかについてでございますが、本町にも不登校児童生徒はおります。令和6年3月末時点の数字になりますが、小学校の不登校児童は8名、中学校の不登校生徒は8名、計16名でございます。要因につきましては、無気力、不安が一番多く、その他学業不振、親子の関わり方、生活リズムの乱れなどとなっております。

不登校児童生徒へのフォローといたしましては、学級担任や学年主任、養護教諭や生徒指導主事など、多くの教職員が日々の対応に当たっております。その他、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、教育支援センター、けやきの家や県派遣指導主事なども含めたケース会議の実施や家庭訪問の実施などを通して、不登校児童生徒やその保護者へのサポートに力を入れております。本町には、不登校児童生徒への適応指導を行う教育支援センター、けやきの家があり、登校児童生徒への支援や保護者の相談に対応しております。また、随時家庭訪問を行ったり、各学校を訪問して直接児童生徒の支援に当たっております。

次に、教職員の労働環境についてのご質問の中の教員の在校時間はどのくらいか。学級担任の負担軽減に向けて取り組んでいることはについて答弁させていただきます。茨城県では、教職員の働き方改革に向けて、令和6年度は、1点目としまして、教職員の心身の健康の保持増進、2点目としまして、子どもたちと向き合う時間の確保、3点目といたしまして、学校が担う業務の明確化、適正化、以上3点を重点項目として掲げております。

年3回程度実施される県主催の働き方改革アクション会議への参加や、本町においても働き方改革推進委員会会議を実施して、教職員の働き方改革に取り組んでいるところです。

教員の在校時間についてのご質問でございますが、町では毎月時間外勤務時間の調査を行っておりますので、令和5年度の調査結果を申し上げます。小学校教員で月平均29.6時間、中学校教員で月平均33.1時間となっております。小中学校ともに、年度初めの4月から6月は、新学期準備、運動会、体育祭の準備、指導案作成などにより、時間外勤務が多い傾向でございます。また、県の目標である時間外勤務時間、月45時間以内を超えた教員がいた月は、小学校5校で計30月、中学校2校で計12月ありました。なお、過労死ラインとされております指導の対象となる月80時間を超えた教員はおりませんでした。

なお、前年度の令和４年度と比較しまして、時間外勤務時間は減少傾向であり、学校全体での業務改善や教職員の意識改革、保護者や地域の方々のご理解、ご協力が進んでいることの表れと捉えております。

次に、学級担任の負担軽減に向けて取り組んでいることについてでございますが、日課表の見直しや行事の精選、ＩＣＴの効果的な活用に取り組んでおります。また、ＩＣＴ支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育指導員、特別支援教育巡回相談員等の積極的活用に努めております。生徒指導等に関しましても、学級担任が１人で抱え込むことなく、学校組織としてきめ細かな対応に努めたり、関係機関と連携したりしながら、よりよい支援につなげていくことが、学級担任の負担軽減にもつながっております。

さらに、今年度よりＡＩドリルを全学校に取り入れ、適用問題等のプリント作成や採点業務の軽減につなげるなど、さらなる方策を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。議員各位のご理解のほどよろしく申し上げます。
議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 議席番号３番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私からは、初めに不登校の児童生徒についてのご質問の中の校内フリースクールの実施について答弁させていただきます。校内フリースクールというのは、学校内の余裕教室等において、教室に入れない、または入ることがなかなか難しいと感じる児童生徒を対象に常駐する支援員であったり、補助員等が学習支援を行ったり、あるいは児童生徒からの相談等を受けたりするものでございます。児童生徒が通っている学校に設置するため、安心して登校することができるというメリットがございます。

校内フリースクールでございますが、当町においては導入しておりませんが、現在本町には教育支援センター、けやきの家があり、２名の学校教育指導員がけやきの家で不登校児童生徒への適応指導及び保護者の相談に対応しているところでございます。また、各学校を訪問して、直接児童生徒の支援に当たっております。令和５年度において、けやきの家に通所しておりました児童２名、そして生徒１名が本年度学校に復帰しているところでございます。

また、今年度からは、生涯学習課による訪問型家庭教育支援事業も始まりまして、各

関係機関との連携をこれまで以上に強めて、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立への支援に当たっていく所存でございます。

今後につきましては、校内フリースクールを導入している他市町村の取組状況を参考にさせていただき、校内フリースクール導入について前向きに検討してまいりたいと考えております。

続きまして、教職員の労働環境についてのご質問の中の担任制の変更は考えているかというところでございますが、担任制の中で、教科担任については、1人の教員が全教科を教えるのではなく、教員が特定の教科を担当し、教科の専門性を生かした授業を行う指導形態のことでございます。担任制の変更につきましては、現時点では行っておりませんが、小学校高学年、中学年もやや含める学校もございますが、算数、理科、英語、体育の教科においては専科教員を配置して、教科担任制を取り入れているところでございます。これは町内5校でございます。学校によりまして、算数を置いている、理科を置いている、体育を置いている、英語を置いているということになっておりますけれども、その学校の実態に合わせながら加配教員を置いているところでございます。また、算数や英語のところでは、複数指導者による少人数の指導ということや習熟度別の指導というのを行っているところでございます。専科教員は、特定の教科の教材研究や授業準備ができるため、専門性を発揮し、質の高い授業を展開することができるとともに、一方、担任教員は、教材研究や授業準備等に費やす時間の負担軽減が図れるということで、担任教員以外の教員との関わりの中で学びが進められ、児童生徒支援の面からも効果的であると考えているところでございます。

小学校において、中結城小学校以外は、先ほど議員おっしゃるように単学級でございますので、教員の関係上、教科担任制を強いるのは難しいという状況ではございましたが、何とか人事の面でそこを加配という形で、本年度は全校5校に配置することができているというところでございます。

さて、もう一つですが、労働環境の中で、先ほど町長に答弁をという話がありましたけれども、働き方ブレーキ会議というのが県で開催されるというところで、県の教育長も替わり、新たな動きが出てきているところでございますが、この働き方改革につきましては、校長会等々でも必ず項目を入れまして、そこについての協議をしているというところと、八千代町独自というお話もございましたが、八千代町独自という中では、この前茨城新聞にも鹿行あたりでやっているというのが出ましたけれども、5時間授業を

2日、これはもう八千代町の小学校では実施しているところでございます。今のところ、総合的な学習の時間というのをモジュールという形で行いながら、週2日を捻出している小学校がございますし、さらにはいかに2日間を捻出するかというのもありますけれども、2学期制、学期制の変更なんかも今後は考えていかなければならないのかなというところなんです。この辺については、学期制については他市町村との関わりもございますので、その辺のところを研究調査を進めながらやっていければなというふうに考えているところでございます。

校長先生方の中に働き方アクション会議、県のアクション会議に出ているメンバーもおりますし、委員になっているメンバーもおります。ですので、そういうところで、八千代町としてどのような形で、より以上に働き方改革を進めていくかというところは随時話し合っているところでございます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

教職員の労働環境についてでございますが、詳細につきましては、先ほど教育長と教育部長のほうがお答えしたわけでございますが、現在社会や経済など学校を取り巻く環境が急激に変化が進む中で、学校が抱える課題はより複雑化、混雑化しており、教職員の勤務状況は過酷を極めているという形でございます。特に教職員の常態化した長期労働の問題は、極めて深刻な問題となっているところでございます。大分マスコミのほうもこの問題を取り上げておりまして、新聞のほうに掲載されることが多いので、皆様この問題についての理解が進んでいるかと思えます。

このような状況の中におきまして、教職員の子どもたちと向き合う時間の減少や教職員の心身への影響、さらには教職員志望者の減少等による教員の質の低下が懸念されます。八千代町の子どもたちによりよく質の高い教育活動を行っていくためには、教職員の本来の業務である授業や子どもたちへの指導、支援に専念できるよう環境を整えていくということが大切であると考えております。1つ加えるならば、先ほどの教育部長のところにDXの推進というのがあるわけでありまして。DXの推進は、本来の仕事は充実できるように、それをデジタルを使うというような仕事が今、日本政府が進めているD

Xの推進でございますので、まさに的を射ているという形でございます。そのためには、教育現場の意見を尊重しながら、教職員の働き方改革について積極的に進める必要があると、このように考えております。

また、時間管理を徹底化することで、労働時間の把握を正確に行い、どの程度業務負担の軽減が必要なのかを把握し、長時間労働をしないよう、定時退勤を習慣化するなど教職員の意識改革も重要であると考えております。

この働き方改革の中で、弊害も今多く出ていると思います。それは、例えばいろんな業種において、労働時間を短く短くと言っているものですから、例えば建設業なんかはもう工期が全く間に合わない。しかも、建設業に就職する人もいないというような形でございますが、形は違えど、教員の皆様のこの状態もそれに近寄ったものが出てきてしまうのではないかなというような心配が私にはございます。さらに、現在学校の在り方検討委員会において進めさせていただきますが、担任制での問題も含めて考えていきたいというふうに思っております。

小中学校の適正規模適正配置等についてご協議をいただいているわけでございますが、児童生徒の教育内容の充実はもちろんのこと、教職員の労働環境の改善が図られるような学校となるよう議論を行っていただきたいと思います。私が願うのは、議論というのは、本音で語る議論というものを進めていただきまして、そのことを広く周知させていただきたいというものがございます。やはり議論は深めれば深めるといほど問題解決につながると思うのです。ですから、ここで言う私が議論を行ってくださいというのは、回数もそうですが、深さも充実させていただいて、そのようなものを町行政のほうにつなげていただきたい、そういうお願いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

3番、榎本哲朗議員。

3番（榎本哲朗君） 答弁ありがとうございます。先ほど校内フリースクールの件で、ほかの市町村を参考にしながらというふうなお答えをいただきましたけれども、仮に校内フリースクールを実施しないという場合、民間業者の方々に委託をすることをお考えになっているかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 榎本議員の質問にお答えさせていただきます。

校内フリースクールですが、今八千代町の不登校、先ほど部長からもありましたけれども、全く来られないというお子さんたちもいるわけで、どこに多いかというところがありますが、やはり中学校のほうが出現率は多いというところがありまして、中学校中心にまずはフリースクールをつくっていかうかなという形は考えております。もしできない、できないというか、積極的に設置していかうという考えがございますので、もしできない場合にというご質問でございましたが、民間への委託というのは今のところはあまり考えていないというところでございます。専任の教員を配置したり、あるいは支援員を配置したりしながら、何とか校内でやればなというふうに考えているところでございます。

議長（上野政男君） 最後に再々質問ありますか。

3 番、榎本哲朗議員。

3 番（榎本哲朗君） 先ほど学級担任の負担軽減のためにいろいろ行っていっていらっしゃるというふうに答弁いただきましたけれども、今現在学校内にいる再任用教員の方々がいらっしゃると思いますが、その方々にそれぞれクラスサポートをさせてみてはいかがでしょうかと思うのですけれども、それについてお答えいただければと思います。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 榎本議員の質問にお答えさせていただきます。

サポートを再任用教員ということでございますが、再任用教員におきましては、一応再任用教員の業務ということもございまして、今町内でも何人か再任用で働いていただいているわけですが、そういう部分ではOJTという考え方で、みんなでチームということをつくっていく、特に八千代町の場合、単学級の学校が多いですので、そんな中での工夫といたしましては、やはりこれも校長会の中で話をしたわけですが、各学年に1人しか先生いないわけですが、そこに学年担当ということで、特別支援学級の担任の先生とか、あるいは専科で入っている教員であるとかという形で、チームで学年をつくっていくというような考え方を各学校行っているんで、そういう意味では再任用の方々のお力もちろん必要ではございますけれども、そういう中で学校の中で分担しながら協力しながら、チーム学校ということで進んでいるというところでございます。

また、やはり再任用は再任用の仕事がございまして、働いていただけるというところでは県への応募と、それから町への応募というところで、それぞれのライフプランに合わせて進んでいるところかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（上野政男君） 以上で、3番、榎本哲朗議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時43分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

（午前11時00分）

議長（上野政男君） 7番、増田光利議員の質疑を許します。

7番、増田光利議員。

（7番 増田光利君登壇）

7番（増田光利君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問します。私は、防災対策についてと一人暮らしの対策についての2項目について申し上げたいと思います。

初めに、防災対策について質問します。能登半島地震の被災については、激しい揺れで水道設備が広範囲で損傷し、断水が長期化したことが課題になっています。この教訓を八千代町でも平時から体制整備を検討する必要があります。町は、比較的地震災害が少ない地域と思いますが、東日本大震災後、町でも最近震度4から5程度の地震が続けて起きています。町は、この間の地震災害が原因の水道設備の水道管の破損の実態はあるか聞きます。

次に、水道管の更新の計画について聞きます。厚生労働省によると、水道管の寿命は60年程度とされています。全国では、設置から40年を超える老朽管は全体の2割程度とされています。八千代町の老朽管率は総延長の何%か、距離にして何キロか質問します。

老朽管の影響と見られる住民の声を紹介します。自宅で使用しているエコキュート、再生可能エネルギーを活用した給湯器のことですが、その配管が詰まって故障したため、業者に修理を依頼したところ、配管からヘドロが出てきたと。業者から、故障の原因は

水道管の汚れではないかと指摘されたそうです。その上で、水道管の更新計画はどのように進める予定か伺います。

また、全国の水道管の耐震化率は平均41%、2021年度末時点ですが、にとどまっております。水道の年間給水量に対する漏水などで無駄になった割合、無効率が地方を中心に上昇しているといいます。町の水道管の耐震化率はどの程度なのか伺います。

次に、被災地では、断水の長期化で水道復旧までのつなぎとして、井戸の活用が見直されている報道がありました。井戸の利点は、地面に並行に埋設される水道管とは異なり、垂直に掘って地下水を取水するため、地震の影響を受けにくく、災害に強いとされています。飲料水としては使用できなくても、トイレや風呂、洗濯に使う生活水の確保に有用とされております。健康や生活の質の維持に欠かせない水の確保は、災害時に備える基本的な課題で、八千代町においても教訓として準備をすべきです。井戸を所有する町内の個人、企業や団体に災害地の活用を依頼できるようにする事前登録制度整備を提案します。

課題もあります。民間、個人の井戸の場合、水質検査やポンプ交換などの維持費がかかるが、所有者の負担になっています。所有者の善意に頼ることになるため、その分を公的な補助が必要ではないかと思います。また、井戸の位置を住民にどう周知するのも課題です。災害時は一応公開しても、平時の公開はプライバシーの関係で抵抗感が出て当然だと思われます。このような課題について、体制整備が求められています。ぜひ検討していただきたい。

次に、個別避難計画作成の進行状況について質問します。以前にも一般質問で取り上げました。国は、東日本大震災後の2013年、自力で避難が難しい要支援者の名簿をつくるよう市町村に義務づけました。2021年には、要支援者ごとに避難先や避難を支援する人をあらかじめ決めておく個別避難計画の作成を市町村の努力義務としました。県では、洪水の危険度が高い地域を優先して計画づくりを進めるよう促していますが、町の個別避難計画作成の地域別の進行状況について伺います。

計画作成の課題は、誰が誰を支援するか、具体的な支援する人の確保が必要です。自主防災組織のメンバーや民生委員が期待されますが、町の計画案ではどのような人を対象者にしているのか伺います。

2つ目の一人暮らし対策について質問します。先日の新聞報道で、独り暮らしの人の孤独死が推計で年6.8万人に上ることが政府データで公表されました。そのうち、65歳以

上の高齢者が8割近くを占める現状を明らかにしました。孤独死の定義自体がどのようなことを指すのか難しい面があります。例えば病死の場合、独り暮らしでも孤独死に数えられないのか等町は一人暮らしの人の孤独死と判断できる基準はあるのか、また実態について伺います。

次に、独り暮らしの住民から、長期入院や手術の際に、病院から保証人をつけるよう要求されるが、身内に頼れる人がいないので、保証人になってくれる制度はないか、要望がありました。保証人をつける手続方法があるのか聞きます。また、社会福祉協議会では、この保証人制度について、どのような対応を考えているか聞きます。

同じ課題として、国や身寄りのない高齢者が直面する課題解決のため、公的支援の仕組みが必要と新制度の検討を始めたことが報道されました。全国的な制度化を目指す中で、2つのモデル事業を始める予定です。1つは、社会福祉協議会に相談窓口を設け、コーディネーターを配置し、日常の困り事、終活、死後の遺品整理など、様々な相談に乗ること。もう一つは、委託補助を受けた社協などが介護保険などの手続代行から金銭管理、緊急連絡先としての受託、死後対応などをパッケージで提供する。国による補助で少額でも利用できるようにすることなど、これまで高齢者の支援は受皿がありませんでした。東京都豊島区など一部の市町村で試行をしているそうです。町でも早く取り組む必要があると思いますが、考えを伺います。

次に、成年後見制度について町長の見解を伺います。町の高齢者福祉計画では、成年後見制度の利用促進が図られていますが、制度の利用対象者の認知症の方や一定の障害を有する人、現在は健康な人でも独り暮らし高齢者の増加に伴い、将来的に判断能力の低下に不安を感じる方が増えています。制度の利用状況の実態と具体的な取組の内容について質問します。また、制度の周知啓発の強化について伺います。

高齢により判断能力の低下を感じても、すぐに制度を理解し、利用するとは限りません。まずは、町民への周知啓発活動が大切になってきます。担い手の組織化、育成の取組状況について聞きます。

以上で質問を終わりにします。再質問は、答弁において決めていきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお

答えます。私からは、1の防災対策についての（１）から（３）の水道施設について答弁させていただきます。

初めに、（１）、地震災害が原因の水道設備や水道管破損の実態及び更新計画についてお答えいたします。地震災害が原因の水道整備や水道管破損の実態でございますが、東日本大震災のときの被害について申し上げます。いずれも軽微なものでございますが、空気弁が３か所の破損、配水池漏水修繕箇所からの漏水、施設建屋の内壁や沈殿地の外壁等にクラック、ひびですね、こちらが入ったというようなことがございましたが、配水管や施設の機能に影響はございませんでした。しかしながら、県水の供給が県の浄水場の長時間の停電によりまして、ストップいたしました。その影響で、一時計画的な断水をせざるを得ない状況となりました。また、その後の地震による被害はございません。

次に、水道管更新計画についてお答えいたします。令和３年３月に作成いたしました八千代町水道ビジョンにおきまして、令和９年度より水道管の更新を実施していくと定めてございます。その更新に向けて、令和７年度中には、水道管更新計画を作成する予定でございます。

続きまして、（２）、町の水道管の耐震化率ほどの程度かについてお答えいたします。まず、当町の水道事業は、昭和55年度に認可を取得いたしまして、昭和60年８月に一部給水を開始いたしました。管理してございます管の延長といたしましては、令和５年度末現在におきまして、総延長約250キロメートルでございます。このうち、５か所の井戸からくみ上げた地下水を浄水場まで送る導水管につきましては、延長約５キロメートルでございます。このうち、材質の内訳としましては、铸铁管が約0.5キロメートル、塩化ビニール管が約4.5キロメートルでございます。このうち、耐震管となっている管はございません。

次に、浄水した水道水を各戸などに送る配水管でございますが、延長は約245キロメートルでございます。材質の内訳といたしましては、铸铁管が約60キロメートル、塩化ビニール管が約83キロメートル、ポリエチレン管が約２キロメートルとなっております。このうち、耐震管となっておりますのが、铸铁管が約0.4キロメートル、ポリエチレン管が約0.3キロメートル、合計約0.7キロメートルとなっております。導水管、それから配水管を合わせた耐震率といたしましては、約0.3％となっております。近年、区画整理事業や道路改良事業などで道路の施工とかと同時施工する場合におきまして、耐震管を布設しているというような状況でございます。

続きまして、(3)、町の「老朽管」率は、総延長の何%か。距離にして何キロかについて、お答えいたします。水道管の法定耐用年数は、議員さんもおっしゃいましたが、40年とされてございますが、長寿命化の観点、また水道技術研究センターが公表しています管路の更新基準年数設定、こちらなどを参考にいたしまして、当町では50年と設定しております。これを基準といたしますと、老朽管、いわゆる耐用年数を迎える管は令和13年度より発生いたします。当町の水道工事は、昭和56年から平成元年までの9年間で約232キロメートルの工事を実施してございます。令和5年度末までに、区画整理事業や道路改良事業において、撤去、布設替えなどをいたしました管が約14キロメートルございます。したがって、令和13年から21年の間に約218キロメートル、全体の約87%が耐用年数を迎えるということになります。法定耐用年数の40年の計算でいたしますと、令和6年現在で約35キロメートル、全体の14%が耐用年数を迎えているということになってございます。

先ほど水道管更新計画についてお答えいたしました、更新工事には多額の費用が見込まれます。また、起債の借入れ、補助金の活用などを念頭に入れつつ、令和7年度中には、財政状況を踏まえた計画を作成し、令和9年度、更新工事開始に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。しかしながら、昨今、大きな地震が増えてきているということも事実でございます。上水道は、生活に欠かせない重要なライフラインでございます。また、議員ご指摘のとおり、水道管の老朽化などによる水の濁りなども発生しているというような状況も見られます。更新工事、耐震化工事につきましては、早期着工に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の4点目、災害時における井戸の活用ができる制度整備の提案ということでございますが、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震においても、長期的な断水の影響が出ている中、住民の方同士が協力しながら、それぞれ個人で所有する井戸を生生活用水としてご近所の方々向けに開放している、このようなことが報じられておりました。また、輪島市などの被災地においては、大阪府にある地質を調査する会社がボラン

ティアで10か所以上の井戸を掘ったと、このようなケースもあったということでございます。それらを踏まえました上で、八千代町において、災害が発生したときの支援に関する協定、こちらの締結状況について申し上げたいと思います。本年、令和6年の6月1日現在で、県内外の市町村、また民間の事業所なども合わせまして、31件の協定を結んでおります。しかしながら、この31件の協定の中には、井戸の掘削ですとか、生活用水の確保、これらに関するものについては締結していないというのが現状でございます。今後につきましては、ほかの自治体の事例も参考にしながら、このような協定の締結についても検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、議員がおっしゃいますように、住民の方が所有する井戸を災害が発生した際に活用する取組としまして、災害時協力井戸登録制度、このような制度を導入している自治体もございます。この制度につきましては、災害によって断水が発生した際に、洗濯、またトイレなどに使用する生活用水として、井戸水を提供していただける井戸を災害時協力井戸として登録をしていただいて、登録した井戸の情報を住民の方へ提供することで、災害時における生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図る、このようなものでございます。このような取組につきましては、県内においても、水戸市ですとか、古河市をはじめ、様々な自治体で運用されておりますので、これらについて調査研究、情報収集を図りながら、当町においても運用の検討、こちらは進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。議員のご質問にもありましたように、費用負担の面ですとか、またはこういった井戸がありますよといった周知方法、実際災害のときにそれを生かせるような周知方法、こういったものも含めまして、今後調査研究を進めて、導入に向けて検討を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

続いて、ご質問の5点目、個別避難計画作成の地域別の進行状況ということで、こちらについてお答えをさせていただきます。八千代町では、避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲といたしましては、生活基盤が自宅にある方のうち、75歳以上の高齢者のみの世帯の方、介護保険の要介護3から5の認定を受けている方、障害者手帳1級、2級をお持ちの方療育手帳マルA、Aをお持ちの方、精神障害者福祉手帳1級、2級をお持ちの方などとしておりまして、令和6年の3月1日現在で、1,422名の方を掲載してございます。こちらの1,422名の方に対して、避難行動の個別計画を作成するための意向調査については、1,422名の方全てに対して意向調査を終了しております。1,422名、地区別の内訳といたしまして、西豊田地区が348名、安静地区が299名、中結城地区が437名、

下結城地区が203名、川西地区が135名という状況でございます。この1,422名の方に意向調査をしまして、ご本人の同意を得た上で個別計画を作成している方、こちらの人数につきましては803名でございます。こちらの803名のさらに地区別の内訳を申し上げますと、西豊田地区が218名、安静地区が141名、中結城地区が253名、下結城地区が108名、川西地区が83名、このような状況になってございます。実際に避難が必要な際に支援をしていただく方としましては、個別計画の作成についても協力をいただいているわけでございますけれども、民生委員さん、また各地区の行政区長さん、このような方々に個別計画の作成についてご協力をいただいております。さらには、災害が発生した際の支援もこの民生委員さん、行政区長さんをお願いをしているところでございます。さらには、災害が発生していない平常時におきましても、このような個別避難の際に、支援が必要な方々の見守りといいますか、そのようなところも併せてお願いをしている状況でございます。

ただいま申し上げさせていただきましたけれども、防災対策につきましては、地域との連携や協働ということが不可欠でございます。今後におきましても、災害発生時における町民の生活環境の確保など、関係機関、また近隣の自治体などとの連携を密にしながら推進をしてまいりたいと考えております。

議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号7番、増田光利議員の通告によります一般質問にお答えをさせていただきます。

私からは、ご質問の2の一人暮らし対策についてお答えをいたします。まず、(1)の一人暮らしの方の「孤独死」の定義の判断基準と実態についてでございますけれども、現在のところ、国や行政が明確に定めた孤独死の定義や法律上の定め、条文、そういった根拠はございません。そのため、孤独死という言葉、そういった表現を使うそれぞれの場面で、どういった基準で使うかということは、使う関係者のほうに委ねられているというような状況になっております。あくまでも一般論でございますけれども、孤独死につきましては、主に独り暮らしの方が誰にもみとられることなく、その方の住居内などで死亡し、亡くなった後に発見されると、そのような死であると解釈しております。例えばになりますけれども、独り暮らしの方が住居内で倒れていて、まだ心肺などが動

いている状態で発見されまして、搬送先の病院で運ばれてから亡くなったというようなケースにおきましては、亡くなる際には医師や看護師がみとっているというようなことになりますので、いわゆる孤独死には該当しないということになるかと考えられます。

近年、当町におきまして発生しました孤独死と思われる事案としましては、令和6年3月に、安否確認のために訪問しました民生委員が亡くなっている高齢者を発見した事案ございました。また、令和5年12月には、近所の方が警察に通報し、警察官によりまして、亡くなっている方が発見されたというような事案、そういったものもありました。令和4年7月になりますけれども、その際には、町外在住の家族が警察に通報いたしまして、身内の方の安否を確認してほしいということで警察官が住宅を訪問しましたところ、遺体を発見したというような事案がありまして、町のほうで現在把握しております件数としましては、令和3年から5年のこの3年間ですけれども、令和3年度はゼロで、令和4年度は1件、令和5年度が2件でございます。

また、参考までに当町の独り暮らし高齢者の割合を申し上げますと、茨城県が発行しております令和5年7月版の市町村早分かりという統計データの冊子におきましては、八千代町の高齢単身者割合、そちらは65歳以上の独り暮らしの方を65歳以上の全人口で割ったものなのですけれども、その高齢単身者割合は、県内44市町村の中で、八千代町が一番低い8.39%となっております。ちなみに、県平均のパーセントといたしましては14.95%というような状況でございます。

次に、(2)の病気や手術で保証人を要求されたときの対応についてでございますが、入院時や施設入所時に身元保証人がいない方に対して、保証人となるサービスを提供しているNPO法人など、そういったものを案内しているのが現状でございます。

社会福祉協議会の保証人制度の考え方についてというご質問でございましたけれども、現在、町のほうの社会福祉協議会では、この保証人を代行するといったような、そのような制度を取り入れたり、何らかのサービスをしているかという、そういったものは実施されていないというような状況でございます。

また、先ほど議員さんのほうから、国において、高齢者を支援するための取組といたしまして、2つほどのモデル事業が示されておきまして、東京都の豊島区などで取組が行われていると。その取組の内容としましては、社会福祉協議会が行っているものや、社会福祉協議会が委託した民間事業者が行っているものなどがあるというようなお話がございましたけれども、そちらの事業につきましては、モデル事業ということで、先進

事例になるかと思しますので、そういった先進事例につきましては、調査研究をさせていただきます、八千代町で取り組む場合にはどのような課題があるのか、いろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、(3)の成年後見制度に対する見解についてでございますが、成年後見制度は、認知症、知的障害、あるいは精神障害等によりまして、判断能力が十分でない人に代わりまして、家庭裁判所から選任された援助者、成年後見人等になりますけれども、その方が預貯金の管理や日常生活での様々な契約等を代わりに行っていくというような制度になります。

こちらのご質問の①、利用状況の実態と具体的な取組内容でございますが、八千代町の方の利用状況としましては、令和5年10月2日付の水戸家庭裁判所の資料になりますが、こちらで庁内での利用者は36名となっております。成年後見制度の利用のための具体的な取組といたしましては、本人や親族等に必要な支援を行えるよう、法律、福祉の専門職集団や関係機関が相互に連携し、協議する場といたしまして、八千代町と境町、五霞町の3町で、令和4年4月に境・八千代・五霞権利擁護地域連携ネットワーク協議会を設置いたしました。

②のご質問の制度の周知・啓発の強化につきましては、広報紙や町ホームページへの掲載やパンフレットの配布、また出前講座や学習会等を開催しまして、広く町民の方への制度周知と理解向上に努めてまいりたいと思います。

ご質問の③、担い手の組織化・育成の取り組み状況につきましては、市民後見人の養成講座を受講しようとする町民の方に対しまして、受講費用を助成する市民後見人養成講座受講補助金、こちらお一人当たり4万円という費用になりますけれども、こちらの補助金の制度を令和元年度より実施しているところでございます。こちらの市民後見人とは、市町村が実施する養成講座を受講し、成年後見に関する一定の知識、態度等を身につけて、家庭裁判所から選任された方というふうになります。担い手の組織化、育成につきましては、先ほど申し上げました、境・八千代・五霞権利擁護地域連携ネットワーク協議会、こちらの活動の中で、近隣の自治体と連携をしながら、取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長（野村 勇君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

そして、私のほうからは、大まかな部分は大体担当部長のほうから説明がございましたので、補足的にいきたいと思います。まず、水道事業なのですが、配管の入替えという形でございます。さき到大洗町でちょっとしたではない、大きい漏水事件がありまして、大洗の国井町長が計画を早めると、水道管の入替え早めるということがありまして、私もそれを担当者のほうに伝えておりまして、先ほど担当部長が話したときよりももっと早めに入替えをしてくれということを考えております。思い返しますと、八千代町の水道事業は、周りの自治体よりちょっと遅れたのです。ですから、一部の町民の方から水道料金が高いと言われますのは、物価が上がってしまって、建設投資にたくさんお金がかかってしまったものですから、少し高めになってしまったというのは、水道設備の工事が他の団体より遅れてしまった。そのときに、こういうことがあったのです。実は、設計屋さんは石綿管というもので設計をしまいいりました。県に補助申請を出す直前までその計画だったのですが、当時の担当された課長が先見の明がございまして、全部石綿管を入れ替えて塩ビ管にしろということ、八千代町の水道管は塩ビ管を、塩化ビニール管を使っております。そして、大きい太いところはダクタイル鋳鉄管というのを使っているわけでありまして。それによって、この間の東日本大震災のときも大きな漏水が防がれたということで、当時の担当者の方、ファインプレーであったなと私は認識しております。水道管については、少し計画を前倒しをできないかということで、担当者と今進めているところでございます。

そして、2番の一人暮らし対策についての（2）、社会福祉協議会の保証人制度の考え方というところであります。先ほど担当部長のほうから、これについて町としての動きは今のところないという話でありましたが、このような場合には、私としては成年後見人制度の中に、任意後見と法定後見というのがありまして、任意後見というのは、将来判断が不十分になることを予想して備える、この制度がありますので、独り暮らしの方等につきましては、やはり備えという形の中で対応していただければというふうに思っています。

そして、成年後見人制度について入らせていただきます。ここは、議員が私の質問ということでしたので。この制度は2000年にスタートした制度でございます。知的障害、

精神障害、認知症などによって、1人で決めることが心配な人の思いを地域みんなで分かち合い、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いをする制度と。具体的には、財産管理、現金管理、遺産分割協議などの相続手続、身の上保護、施設入所、入院の契約締結、履行状況の確認、法律行為を1で行うのが難しい場合の補佐。そして、悪徳商法の被害に遭うおそれがある方に対して救済をする、こういう目的が成年後見人にはございます。そして、先ほど申し上げましたように、任意後見と法定後見がある。法定後見は既に判断能力が不十分な方が法定後見人を立てるという形になります。

それで、法定後見人は、家庭裁判所が誰がふさわしいかを慎重に協議して決定する。任意後見については、自らの意思で後見人を選ぶ。成年後見人には資格は必要がありませんので、どなたでもなれる。そして、どなたでもなれる中で、2019年に最高裁判所はこのように言っています。後見人は親族がふさわしい、このような最高裁の判例もあるという形の中でございます。このような具体的なことを知った上で、任意後見か法定後見か使い分けて、自分の人生の中でお役立てただけであればいいのではないかなど、このように思っています。

そして、担い手の組織育成のところについては、補助金もございますよというふうな、先ほど担当部長がございました。私から申し上げたいのは、制度の周知啓発の強化、これを知らない人が多いと思います。そして、とても難しい言葉を使いますので、より一層この制度が普及しないというのも一部あったと思うのですが、これからの日本の人口構造を考えますと、多くの方がこの制度を利用するというのは間違いないのではないかなというふうに思っています。その場合において、正しい知識を町民の方に知っていただくためのものとして、法務局や弁護士、司法書士、行政書士、こういった方が普及活動に努めています。町としても、併せまして広報紙を使いまして、あるいは研修会を通して、皆さんにこの制度の趣旨、そして利用の方法等を普及してまいりたいと、このように考えております。答弁いたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

7番、増田光利議員。

7番（増田光利君） いろいろ答弁ありがとうございました。総務部長にもう1点ちょっとお聞きしたいのですけれども、個別避難計画が1,420名が特定された形で、避難計画案に出ているということは心強いことだと思っているのですけれども、今年も防災訓練はやると思うのですけれども、その場合に具体的に助ける側、先ほど言いました803名の

方と、あと当事者、その方、1,420名の方が合同でやっぱり現実に避難訓練をしてもらえればいいのではないかなと思うのです。やっぱり書類というか、頭の中で考えた訓練だと、どうしてもパニックになってしまいますので、その点のできるだけ実行していただきたいと要請して終わりにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 増田議員、要請でよろしいでしょうか。

（「じゃ、要請でいいです」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 以上で7番、増田光利議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の入退場を許可をいたします。

次に、4番、吉田安夫議員の質問を許します。

（4番 吉田安夫君登壇）

4番（吉田安夫君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私の質問は、行政区制度のことについてであります。これは私の公約ですので、ずっとやらせていただきたいと思います。次に、消防分団の在り方です。それと、最後は3点目が国保税のことでございます。

まず、行政区制度の今後について、野村町長に伺います。八千代町役場は、八千代町という地方自治体の行政機関です。だから、それぞれの行政区というのは、行政補助機関と考えてよろしいのか、その辺を伺います。

産業においては、地域的なつながり、教育においては学校区など、いろいろ分野で連結はしていると思うのですが、全くの独自の組織です。これは、どちらも同じだと思うのですが、単独の地方自治体なども、それから条例に基づく行政区においても加入しない人がいるわけです。ですから、今後の行政区というのはどういう形になっていくか、町長の所見で結構ですので、その辺を教えてくださいたいと思います。地域のコミュニティ空間をこれから考えていく場合に、やっぱり今までみたいに役場の補助機関というような形でこれから続けていくと、住民組織の独立性というものが阻害されるから、相対の立場というか、同じような住民と行政機関という立場で物は言えなくなるのではないかなということもちょっと考えましたので、その辺を町長の所見を伺いたいと思います。

次が、消防分団のことについてであります。これ条例に基づく待遇等、それから分団員さんの報酬、似たようなことを言っているのではないかと考えられますが、条例に基づ

く報酬というのか、例えば冬の深夜、真夜中、それから灼熱の夏の晴天下、それから暴風のときの洪水、このようなときの危険手当といいますが、役場の職員さんでも残業と深夜手当では率が違いますから。

そういうことで、私ちょっと勉強不足で、条例あまり読み込んでおりませんが、その辺のところをお聞きした上で、これは実は前回の3月の定例会で大里議員さんが質問したので、その質問をお借りするような形にはなったわけですが、私もやっぱり家族の人からちょっと話を聞かされまして、分団員さんの家族の方からのお話ですけれども、大会出場の前の演習、これが1週間に2日も3日もやられるので、仕事で疲れてきているのが分かっているから見ているのがつらいということを言われました。

その辺で、私は犠牲的精神という言葉は嫌いなのです。大嫌いなのです。大体その言葉を使うこと自体が失礼ではないかなと思うのです。消防分団の方々が、今言ったように真冬の夜中とか、灼熱の炎天下とか、そういうときに自分の意思で尊い精神でやってくださっているのですから、それに報いることについては、報酬の出動手当の増額で表すっていうしかないのではないかなと思ってご質問させていただいているのです。特に男の意気地といいますが、江戸時代のいろは48、本所深川16、合わせて64組の、今でいうと64分団が、江戸町民100万の命を救っていたわけですから、大名祝詞や旗本祝詞なんというのは住民のためには何もしてくれなかったのだけれども、町火消というのが、江戸町民100万の命を守っていたのですが、それが現在の分団に受け継がれているということに対して、私はもう尊敬の念を抱くわけです。ですから、男の意地ではなくて、間に気が入るのです、気持ちが入るのです。心が入るのです。男の意気地、これは決して女性蔑視ではありません。女性消防団が全国的に活躍されているということも承知しておりますから、決して女性蔑視ではございません。そういう今申し上げたような尊い自分の精神でやってくださっている分団が、何か大会のために消えていくような話もお伺いしましたので、これは困ったことだと、そのように考えていますので、町長のご意見を、所見をお伺いしたいと思います。現在の出日日当の1.5倍をぜひ早急にお願いしたいということを申し上げて、次の国保のことについて、質問いたします。

これにつきまして、事務方の担当部課長さんの質問はなくなりましたので、大変失礼いたしました。3年前の滞納が今年入ってみたり、去年の滞納が今年になって分割で納めていただくようになったり、それから国保税の現年度分もあり、滞繰分もあると。だから、いろんなパターンになってしまうというのが、私ちょっと浅はかでしたから、そこ

まで考えないので、部課長さんの質問は取り消しましたので、その代わりといっちは大変申し訳ないのですが、10年前、それから5年前、それからコロナの2年目、これを単年度で現年度分だけ、滞納が何件ぐらいあって、その割合が何%なのか、それは後で後日、数字を教えていただければ結構です。どうぞひとつよろしく願いいたします。

そこで町長に伺います。国保税は、自治体独自では何とも致し難いような、国保税には縛りがあります。自治体独自でどうにかしようということをなかなか難しいと。それから、所得に応じていろんな軽減策が取られているから、これ以上軽減策を取ると逆不平等ではなくて、何かそういう言葉があります。逆差別だ、逆差別になるのではないかなというようなことを言う人もおります。でも、税というものは、そもそも所得に応じて課せられるものだとは私は思っていますので、あしたの食べ物を買うために消費税という罰金取られたり、エアコンスイッチ入れると、再生付加価値ではなくて、省エネ賦課金なんという罰金取られると。これ罰金だと私は思っていますから、等しく取られるのですから、罰金ですよ、こんなものは。だから、そういうものをやっぱり生活するために、いや生活して生き延びるために、毎月毎月今月は乗り切れた、来月本当乗り切れるのかなというような人たちに、何らかの形で、例えば給付金、あるいは物品供与でも結構ですけれども、そういった形で考えていただければ、非常にありがたいと思うわけです。私、現役のときに、福祉関係の会議で、担当課長さんがあまり推進を進めると逆差別になってしまいますから難しいのですといったときに、ある1人の民生委員さんがふざけるのではないと。福祉に逆差別であるかって、私ごと怒るのです。部下ごと怒ってもしようがないと思うのですが、私、はあとと言って頭下げただけなのですけれども、そのときは。何が適材適所だと。課長の首をすげ替えろってある民生委員さんがえらい剣幕で怒ったことがありますけれども、私も基本的には福祉に関しては逆差別なんてのはあり得ないと思っていますから、その辺のところを町長にまた所見をいただきまして、制度的に手厚くされてはいますけれども、本当に低所得の下階層のほうの人たちには、名前を変えてでも、ちょっと裏道というのですか、抜け道というのですか、そんなことはまずいかもしれないですけれども、そういう気持ちで給付金なり、あるいは物品供与的なもので補助していただきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。私は再質問いたしませんので、答弁だけでお願いをいたします。

以上で終わります。

議長（上野政男君） 野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長（野村 勇君） それでは、議席番号4番、吉田安夫議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

将来的な行政区制度の存続についてでございますが、区長さんを中心とした行政区制度につきましては、これまで本町の地域コミュニティにおいて中心的な役割を担っていただいております、町行政の円滑な運営を図る上で欠かすことのできない最も重要な組織であるとの認識でございます。

そして、町の補助機関かという形になりますが、これは補助機関ではないという形でございます。そして、しかしながらということになりますが、今少子化や定年の延長、生活形態や価値観の多様化などにおいて、特にコロナ禍以降、急激に社会情勢が変化しているというふうに思います。地域コミュニティの運営が難しい部分も出てきている状況であると伺っています。防災対策をはじめ、高齢者、子どもの見守りや居場所づくりなど、地域として対応すべきニーズが変化し、複雑化しています。今後はボランティア団体や企業、学校などの様々な地域コミュニティの主体がそれぞれ補い合い、地域の共助の精神を維持しながら、持続可能なコミュニティを築いていくことが必要だと考えております。行政区に住む人々がいればコミュニティは存在します。したがって、存続すると私は考えているというお答えでございます。

次に、区長報酬についての質問でございますが、区長さんの任用形態につきましては、令和2年4月に地方公務員法等の改正がありまして、非常勤特別職の公務員としての任用ではなくなりましたが、町といたしましては、町行政の運営上、大変重要な役職でございますので、町規則に基づきまして委嘱をさせていただいております。現在、区長さんへの報酬金につきましては、八千代町行政区長及び副区長設置規則により、均等割12万円に行政区加入戸数に1,300円を掛けた額を合わせまして、お支払いをさせていただいております。区長報酬等の金額につきましては、近隣自治体と比較しますと高い部類であると認識しております。本町の区長さんの業務は、非常に多くの業務を依頼している状況であります、単純には比較が難しいという中においても、金額を見れば八千代町のほうが少し上回っているという形でございます。

また、近年、定年の延長によって、現役でお仕事をされている区長さんが増えている、こういう状況を踏まえまして、区長さんや行政区の役員さんの負担軽減を図るため、教育後援会費の集金の廃止や充て職の削減、文書の削減などの改革を進めています。これ

を速度を上げて進めているところでございます。今後も引き続き区長さんへの依頼業務の削減などを進めますとともに、地区長さんをはじめ、行政区長さんの皆様と協議を重ねながら、適正な報酬費についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、条例に基づく町消防団の待遇についてでございますが、消防団の対応につきましては、地域防災の中核として活躍している消防団員の福利厚生の実を充実を目的として、地域を挙げて応援するため、ご賛同いただいた事業所等のご協力により、消防団応援の店を取り入れているところでございます。

また、平成29年3月に改正された道路交通法により、今後消防自動車の運転を制限される方が増加するため、消防自動車の運転に関する免許取得への補助を行い、地域の防災力低下を防ぐことを目的とし、消防団員自動車運転免許取得費補助事業を実施しております。内容といたしましては、オートマチック限定解除及び準中型免許取得に要する費用の一部を補助するものとし、10万円を限度とした費用3分の2を補助するものとなっております。既に団員として活躍されている方の活躍の範囲を広めることや、これから消防団に入団し、地域貢献を考えてくださっている皆さんが、入団した後、地域の仲間とともに活躍していただくための一助になると考えております。こうした取組の一つ一つが今後の消防団の在り方につながっていくものと考えており、消防団加入の足がかりになるということで、地域の防災力低下を防いでいくための手だてと考えております。

次に、消防団員の報酬についてでございますが、町消防団員の報酬については、令和5年度まで、出動報酬は分団に支払われており、分団当たりには支払われていた額とし、火災出動時には2万円、訓練時には1万5,000円というように出動内容に応じた額が支払われていました。この出動報酬につきましては、総務省消防庁通達により、消防団員の処遇改善として、出動報酬の創設や年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向けて措置を講ずるよう通達がございました。令和6年3月議会において条例改正を行い、令和6年4月以降、出動報酬は個人には支払われなくなり、分団に支払われていた出動報酬はなくなりました。出動報酬が出動した対価として個人に支払われることになり、消防団活動への参加意欲の向上につながるものと考えております。

また、年額報酬3万6,500円は、消防庁からの通達による基準によるものとなっております。それに合わせて年額報酬を改正したことになります。団員報酬は、出動やその

労苦への対価であり、また消防団活動への積極的な参加を促すもの、さらには団員募集にもつながるものと考えております。今後、団員の活動参加状況や周辺市町の状況を踏まえ、報酬額については検討していきたいと考えております。これが、また3つ目の答えです。

消防団につきましては、地域防災の充実を図るために、その重要性は全国的に認知されているものでございます。町としましては、今後においても消防団の活動に対し、できる限りの支援をしていきたいと思っております。私は、消防長の立場でもございますので、消防団員の皆様の行動内容をよく拝見しております。その中で、本当にご苦労さまですと頭が下がる思いでございますので、できる限りの支援というものは言った言葉のとおりでございます。

最後に、国保税についてでございますが、滞納状況などについては、これは家計に占める国保税の割合は大きく、町独自の支援策を考慮したいという質問でございました。保険税の負担緩和を図るための一般会計からの繰入れは、国保被保険者以外からの方からもお預かりした町税を財源とすることから、町民の皆様の理解を得る必要もございました。また、社会保険の適用拡大などにより、被保険者が減少する中、県に納付する国保事業納付金の負担が重く、税率改正についても検討せざるを得ないほど、町国保の財政運営が非常に厳しい状況であるという形でございます。

国保税は、被保険者の保険料と比べ、被保険者の年齢層による医療費の差などから高い傾向がございます。議員のおっしゃるとおり、家計に占める割合が大きいことは認識しております。国保財政の健全化、被保険者の負担双方を考慮した上で、国保の運営については、国民健康保険運営協議会にご審議をした上で、よりよい運営がなされるように検討してまいりたいというふうに思っております。

そして、これは恐らく今までこのことが議会で話されるのは初めてであろうかと思っております。国民健康保険は特別会計の一つで、会計間の移動、または法令を根拠としたものとそうでないものがある。根拠としたものは法定繰入れ、人件費などであります。そして、そうでないものは法定外繰入れという形になります。国保会計での法定外繰入れは、主に高い保険料を軽くするための町独自、市町村独自の対応でございますが、これについては、保険努力支援制度のペナルティーというものがございます。すなわち、法定外繰入れをどんどんやると、国はペナルティーをくれます。具体的には、特別調整交付金が減らされると、こういう形になっているわけでございます。ですから、このペナルテ

ィーを最小限に抑えながらも、町として、あるいは保険者の方が納得できるような法定外繰入れというものも考えていかなければならないというふうに思っていますが、それについては先ほど申し上げましたように、国保運営協議会、専門の委員さんたちとの協議の中で決めていけばいいのではないかなというふうに思っております。

そして、議員のほうから、消防団の操法大会の件が話が出ました。私も、その話は耳にしております。最近、いろんな会議に出ますと、市町村長の首長の間の中で、あんたのところは出るの、出ないのとか、そういう話がよくされます。私は、それについては消防団の方の意思を尊重したいという考えでおります。そして、大きな議論もあろうかと思いますが、皆さんが議論の中で決めていただいて、そして操法大会は規律を学び、そして精神力を学び、技術を学ぶと、こういう場でございますが、そういったものが八千代町の消防団として伝統として持てる力がございますので、それは失わないでもらいたい。

そして、さき到下結城地区で行方不明の方が出られまして、残念ながらいまだに見つかっていないという形の中で、本当に消防団の皆さんはあのときも2人、3人と、熱中症で倒れてしまった。それでも、3時間という長い時間をあの猛暑の中対応してくれた。本当に私としては涙が出るような思いであるということで、消防団の皆様の若い、特に若い皆さんの力というものは、そして吉田議員が言われたような気合いという、気持ちというものについてはもう十分備わっている方たちだと思っております。まだ、仕事を持ちながら、子育てをしながら、家庭を持ちながらの若い皆さんでありますので、いつとき気持ちとして揺らぐこともあろうかと思えます。しかし、それは消防団の中で、団長を中心として話し合った中で、自浄作用により、いい方向に持って行っていただければいいのではないかなというふうに思っております。これは、決して強制ではありませんので、あくまでも消防団の皆さんの話合いの中でやっていただく。そして、消防団の皆さんは、地域の後援会費等も含めて、地域の皆さんから支えられているという気持ちをしっかり持っていますので、私はそのことに期待していきたいということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で、4番、吉田安夫議員の質問を……

答弁。

野村町長。

町長（野村 勇君） 1つ訂正をさせていただきます。令和6年3月議会において条例

改正に行い、令和6年4月以降、出勤報酬は個人に支払われないと私は話しましたが、支払われるようになります。申し訳ありません。訂正いたします。

議長（上野政男君） 以上で4番、吉田安夫議員の質問を終わります。

4番（吉田安夫君） 何とぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。私はこれで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（上野政男君） ここで暫時休憩をいたします。

（何事か呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） それでは、続行します。

次に、14番、大久保敏夫議員の質問を許します。

14番、大久保敏夫議員。

ここで大久保敏夫議員より、事前に参考資料の配付要請がありましたので、これを許可いたします。

（14番 大久保敏夫君登壇）

14番（大久保敏夫君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今までの一般質問の時間帯からしますと、異例の時間帯に入っていますので、通告40分となりますけれども、なるべく内端に済ませよう努力したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

私が質問の通告したのは、令和7年4月以降の5年間の各年度の小中学生の推移はどうなる、こういうことになるわけですが、はしょってやっていきますと、今の八千代の小中学生の人口とのバランス上から言いますと、人口の割合からいきますと、1番多い人口は、中結城地区が1番、2番に安静地区、3番が西豊田地区、4番が下結城、5番で川西というふうな人口構造になっているわけですが、そういう中で若干子どもさん方の小学生だけを捉えていきますと、若干その数字論からはまた違って、小学生の数、中結城が310人、西豊田が190人、下結城が163人、安静が156人、川西が95人と、こういうことになるわけです。基本的に何を言いたいのかといえますと、安静の人口、件数で2番手にいるのですけれども、小学生の数が4番手に落ちているわけです。原因が何であるのかということを若干執行部のほうからも、私の考えていることと合っているかどうか分かりませんが、執行部のほうから聞かせてもらえればというふうに考えています。

今の人口については、2万1,039人、世帯数は8,301戸と、こういう流れで今八千代町

は動いているわけですが、しかしこれからの社会情勢、あるいはまた町の在り方からしますと、やはり子どもさん、小中学生含めて、またこれから結婚して子どもさんをお産みになる、あるいはまた何らかの形で八千代町に人口増を望む場合、この件について、町長のほうでどのようにお考えになっているか、まず第1点、そこからお聞かせいただいて、あと一問一答でお願いしたいと思います。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

令和7年4月以降の5年間の各年度に小中学生の推移はどうかについて答弁させていただきます。令和6年1月1日現在、今資料が配られているところですが、八千代町の小学校児童数は914人、中学生は502、合計で1,416人でございます。今後5年間の推移を考えていきますと、令和7年度ですが、児童数918人、生徒数458人で合計1,376人、令和8年度では、児童数874人、生徒数464人で計1,338人、令和9年度、児童数821人、生徒数482人、合計1,303人、令和10年度でございます。児童数762人、生徒数491人、計1,253人、令和11年度、児童数711人、生徒数468人、計1,179人でございます。令和6年度、小学生児童数、中学生生徒数と比較いたしますと、令和11年度には小学生児童数は201人減少、約22%の減でございます。中学生生徒は34人減少、約7%、合計で235人、約17%の減少となるところでございます。

このような状況の中、八千代町の学校教育におきましては、子どもたちの生きる力を育成するために、意欲、思いやり、命、愛郷無限の4つの柱を中核として、自ら考え判断し、行動できる持続可能な社会の創り手を育てていくことを目指しているところでございます。そのためには、義務教育の9年間を見通した教育を推進し、未来を担う人材の育成を図っていきたいと考えているところでございます。

なお、義務教育の9年間を見通した教育の推進に当たりましては、適正規模適正配置等の検討が必要となってまいります。これにつきましては、現在学校のあり方検討委員会におきまして、検討委員の皆様幅広い見地から、慎重に検討して進めていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。議員各位のご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの14番、大久保敏夫議員の質問にお答えをさせていただきます。

所見といいますか、考え方ということで、まず人口減少の原因でしょうか、それについてであります。先頃八千代町は、銚田市と一緒に消滅可能性団体ということに選ばれてしまいました。その中でありましたように、あれは30年間で若い女性の方が50%いなくなる団体を消滅可能性団体として抽出して、その中に八千代町が52.9%だったのです。確かに2.9%ほどオーバーしてなったわけでございます。本丸としましては、やはり女性の転出、若い女性の方の転出者がこれ原因かと思っております。そして、そのことは、前の議会でもちょっと話をさせていただいたのですが、中学生に対するアンケート調査というものをやっています。その中で、男性、男の子は割と町へ残って、ふるさとで活躍したい、そういう意見が多かった。しかし、ほとんどの女性の方は、都会に行きたい、その考えがぴったり出ていると言わざるを得ないという状況でございます。

私は、もう一つ、人口減少に対する対策措置としては、これは国レベルの話になりますが、やはり東京一極集中を是正しなければならないというふうに考えています。茨城は、格好の東京への人口供給地になっているというふうに私は思っています。その中で、これから地方が生き残る、人口を支えるためには、逆に東京や都会から人を連れてくるような政策がなくてはいけないのではないかなというふうに思っています。そのためには、住環境、教育環境をはじめ、福祉、あるいは防災機能、あるいは都市諸機能、そういったものを充実させていかなければならない、これが長期的な見立てという形になると思います。

答弁いたします。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 町長のほうから答弁ありがとうございました。この後、私のほうで言いたいところは、基本的に八千代の人口、あるいはまた世帯を持つ、そこに当然狙うは後継者をつくりたいために、子どもたちを1人でも多く夫婦の中に、その所帯の中に存在させると、そういうのが普通の一般的な考え方なわけですが、今回の中で私が注目しているのは、安静地区が世帯数というか、あれでいけば1,800、人口で4,623人、戸数で1,898戸になるのです。中結城に次いで2番目なのです、戸数で。人口でもそうなの

ですが。しかし、この小中学生の生徒の中結城が310人、西豊田が190人、下結城が163人、そこへ人口では2番目である安静が4番目に156人と、川西は95人と、こういうふうになってきています。私は、この安静地区でなぜ戸数と、あるいはまた小学生が進学しているというか、安静小学校の数がこういうふうな数字の逆転現象が起きているのか、その辺何かお気づきになりましたところありましたらお願いしたいと。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 大久保敏夫議員の質問に再度お答えをしたいと思います。

安静地区の形ということで、焦点を絞られたという形であります。人口と子どもたちのバランスが崩れているというのは、この数字を見れば分かる形であります。やはり先ほど申し上げましたように、安静地区においても、私は安静地区だけという限ったわけではないとは思いますが、実際には若い女性の方が町に残れない。それは恐らくは、産業にも影響しているのだというふうに思います。古くから農業は家庭で営まれていたわけですが、ほとんどの女性の方が都会に行くというのは、やはり商機能であり、都市機能であり、そういったものに憧れていくのだなと。そして、あるいは大学、勉強、こういったものに出ていく、そういった場合において、特に八千代町は、先ほど言ったように、女性の若い方が八千代町から出ていくというのは多いのだという形であります。恐らく安静の地域の方に聞いてみると、僅かの人しか残っていないという答えが私は返ってくると思います。そうしますと、必然的にお子さんも少なくなるという形だと思います。恐らく来年、安静小学校に上がるお子さんは8人であろうかというふうに思います。ですから、あんな大きな安静地区でさえそういう形になる。そして、それは安静地区の農業の労働力不足とも関連しているというふうに私は思います。若い女性の方がいない、お子さんが少なくなる、労働力が不足する、これはもう連鎖だというふうに思っています。安静地区の子どもたちが人口に比べて少ないのが気になるという議員さんの話についてのお答えは、やはり若い女性の方が残る率が少ないと、それにまずは注目しているということでございます。

答弁といたします。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今、町長のほうから、その原因について、私は若干違う見方なのです。若い娘さんたちが八千代からどこかへ就職なり、何らかの形で去就する、そう

いう考え方も一方にあるかもしれませんが、基本は安静の人たちに私どもが何回もそういうふうな機会で言われたのは、嫁もらえないのだ。独身の男が多過ぎるのだよと、これははっきり言うわけです。ですから、これはよほど相当、町自体もそういうものに、そういう環境にいる人たちに対して、どういうふうな形でなるべく、年々生まれて、成人まで、あるいはまた成人を超えて縁があつて夫婦、あるいはまた嫁に行く者、婿さんもらう者、基本的には人口増える増えないが一番の流れているわけで、安静は1,898人の所帯があるのだけれども、この小学生は156人しかいないと。これも人口で2番でも、小学校の生徒数は4位に落ちてしまっている。西豊田と、それから下結城に抜かれてしまっていると。川西さんの場合は、肥土地帯ですから、戸数が少ない、731件ですから、これやむを得ない部分もあるのですが、そういう中で、少なくとも戸数でいけば、西豊田よりも300件も多い安静が、いわば4位に落ちてしまっていると。そういう流れからしますと、私は何かにあめ玉くれろとか、何をくれる、そういう問題ではなくて、根本的にもう少しこの流れを、おう、おう、こういうふうにやっているのではないよ。駄目だよ。そこらの流れをもう少し根本的に、今独身でいる人たちに対する町自体の、町の方針というものをもう少し、若干そういうあれではなくて、画期的な、嫁さん来て結婚できたら500万円くれるとか、200万円くれるとか、100万くれるとか、そういう物品の問題ではないだろうけれども、やや、おう、八千代、物すごいやり出したなど、うちのせがれ、うちの娘行かせてやろうと、そういうふうな流れをやっぱりつくらないと、単なる安静だけの話ではなくて、中結城はたまたま役場周辺で都市計画法に基づく中で設定されていますから、自然と人口は増えるようにできていますけれども、安静、それから下結城地区も含めて、そういうふうな野方地帯が肥土地帯に抜いていかれるような流れというのは、何も一つの分け隔てをしているわけではないですけども、基本的にはやっぱり人口数と学生の数というのは、そういうものがやっぱり物事が理屈が合うようにしないと、私はこれから我々社会で政治でやはりまたその地域でやっている者の責任として、今の子どもたちの環境、やっていかなければならないと。根本的にはやはり男性に対する独身者に対する活気的な方針を何か町長考えてみたらいかがですかというふうに提案したいのですが、いかがでしょうか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの14番、大久保議員のご質問にお答えをさせていただきます

ます。

人口増加、子育て、子づくりのために画期的なことということでもあります。私も十分、やりたいと思っています。その策を今模索している。本当にもう考え抜いているという形でございます。その中で、子どもの数、先ほど私は女性が出ていく話は1つはということを取り上げましたが、議員が言われるように、やはり子どもが生まれないと結婚できないというのはこれ大きな問題だというのは認識しています。

そして、こういうデータがあるのです。20代で交際経験なし、男性が46%、女性が29.8%、このアンケート取った時点、20代交際経験なし、男性が46%、女性が29.8%ですから、約30%、3割ですよ。これが今二極化しているという中で、出会いの場がない、そして恋人よりも優先するものがある、一人暮らしが楽しい、アニメ、ドラマにお金を使う、そういう恋人がいなくても楽しい、そういう理由で結婚にならないという形をいっているようです。日本の場合は、ほとんどが結婚した2人から子どもが生まれるというのは、前にこの議会で言いましたけれども、九十何%は結婚した2人から。ですから、結婚すれば大体お子さんは産んでくれるということでもありますので、出生数を上げるための鍵を握るのは結婚という話であります。

ですから、先ほど、大久保敏夫議員が結婚できないというのが、それはずばりそのとおりということになるわけであります。ですから、町の方針としては、結婚できるような環境をつくらなければならないということで考えております。そこに例えばお金を使うような策で済むのであれば、そういうものも検討の一つでありましょうし、またすばらしい出会いの場をつくと、そういうことが今のところ私の行政の務めではないかなという形を考えております。結婚相談員さんも含めまして、少し新たな取組も今度つくった地域商社のほうで取り組んでみたいと考えております。

答弁いたします。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） ありがとうございます。一つの流れからすれば、そういう流れになってくるのだろーと思います。しかし、現実問題として、今安静地区において小学生の子どもが少ないということは、子どもを産む率が少ないのではなくて、生むための若い夫婦が成立していないと、こういうことになるわけです。そうすると、今町長言われたような流れもあると思うのですが、八千代町自体がやっぱり何か画期的な考え方を町長、考えてみたらどうですか。私が今に思い浮かぶようなことはありませんけれど

も、何か画期的な、八千代に住んでみたいとか、八千代行けば何もらえるのです、もらえるのだの、何か知ってもらえたのそんなのどうでもいいから、取りあえず今言ったように、若者たちが、数だけいるわけですか。それを夫婦として、子どもを産めるような環境の場所を提供しないことには、多分駄目なのだろうと思うのです。ということになると、場合によっては1人仲人成立したら50万円あげると。私は、50万円くれる話だったら、10組ぐらいできてしまうと思います。でも、500万円で10世帯がいれば嫁さんもらって、八千代町に子どもを産んで、今言った小学生の数が、うちの子どもが学校で1番なのだとって、中結城は310人で1番の話している。川西は95人で1番だ。では、どっちが幸せなのだとしたら、幸せなのは中結城の310人で切磋琢磨する子らのほうが幸せなのです。95人でうまいもの食べばいいのではなくて、95人でしか競争できないのだと、そういう環境をやっぱり少なくとも中結城と川西では半分、6割の比率での人口の流れだと、こういうふうには私は思っていますけれども、でも現実には少なくとも子どもたちにはもう少し切磋琢磨するような流れをつくっていかないと、中結城だけがオール1クラス、2クラス、あとの5地区は全部オール1クラスでしょう。2クラスで40人、50人で、五、六十年で競争をしたり、学年で1番なのだと、そういうふうな環境をこれを与えてやれないのは、社会とか我々大人の責任で、そういう流れというものをやっぱりつくってもらわないと、この根本から変えていかないと、八千代町終わってしまいます。このままだったら。嫁さんをもらってあれしたって1人もできればいい、あるいはまたしなくても今言ったような、ゲームだ何だあれすれば自分は生きていればそれでいいのだという流れしかつけれないということは、私は我々政治やっている人間、あるいはまた今いる大人の責任として、八千代町の未婚の人たちになるべく少なくなるように、特に世の中は肥土地帯と野方地帯の方、一中学校、東中学区で、前は幾らか性格的にも肥土地帯の人たちのほうが考えも深く、おとなしく、義理がたい部分、また野方地帯、我々の中結城だの肥土に住んでいる人は競争心が激しくて、それでまたいろんな意味でわいわいがやがややると、そういう部分があるわけですが、そういうところだけでは言っていられない部分がありますので、町長にもうお昼過ぎて、12時、多分、15分や20分になってくると思いますから、時間がありますけれども、私なりに考え方を述べておいて、今出る答えではありませんけれども、八千代町に人口比率に合った、いわば小学校、中学校の子どもたちがいるような、安静が2番目の人口を持っていて、子どもたちは八千代町で4番目だということが解消できるように、人口というか戸数に比例した子どもた

ちが生まれて、その子たちが5つの小学校、2つの中学校に通えるような環境、昔の環境をつくってやってください。何か感想ありましたら。最後に一言だけ。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの14番、大久保敏夫議員の質問にお答えをさせていただきます。

びっくりしましたが、先ほど仲人さんに50万円くれるって話は私が職員に言ったのと金額まで同じです。びっくりしました。私もそれやるといいかなというふうに思っていますが、これはやはり町民の皆様から預かった税金の中身を考えるに当たりましてはよく検討して、議会の皆さんと相談しながら決めていきたいと思います。

やはり人口減少は地域の活力を失う。そして、魅力を奪い去るということで、やっぱり人口減少よくないと思います。

先ほど私が来年は安静小学校8人と言いましたが、再来年の間違いでした。訂正させていただきます。

そして、安静地区の人口の多い一端は、外国人の方の人数という形になっております。そのところもあるということをちょっと知っておいていただきたいと思います。

そして、私が今人口増やすためにどういうことをやって考えているかということでございますが、やはり人口を増やしてくる、たとえ人口が減っても、活力のある町をつくりたいということで私は申し上げます。そして、そのための手段として、やはり町民の方の意識も変えていっていただかなければならないというふうに思っています。八千代町は5地区ありますが、前に大久保敏夫議員のほうに意見を求められて話したときのように、八千代町は1つでありますし、オール八千代で臨むという形が私はよろしいかと思っています。その中で、まずは町民の方のふるさとを守るという意識をつくっていただく、高めていただくことが重要であり、そのためにイベントというものをたくさんやっているという形になります。楽しいイベント、秋祭り、夏祭り、やちおん、白菜駅伝いろいろやります。そうしますと、町民の方が目と目を併せ、そしてお互いの顔を見ながら話をする、そういう中でいろんなアイデアも浮かんでくるのだな、そういうコミュニケーションが大事なのだな。その中で、皆さんがにぎわいというのが必要だなというのが分かっていただけだと思うのです。そして、そのにぎわいをもたらすのは何かといいますと、若者の数であり、子どもの数でありという形になってくると思います。

決して高齢者の方を除いているという話ではこれはないわけではありますが、そういうにぎわいを求めて、そしてそのにぎわいの中から、先ほど言われたように、やっぱり昔のような夏祭りって言えば皆さんが集まってわいわいやれる、1杯やりながら騒げる、そういう場所をつくることは大事なのだろうなというふうに思います。今、何かを忘れているということを言われますが、やはりコロナが拍車をかけたように、人と人の横のつながりがなくなっている、そういったことも原因しておりますが、私としましては、あくまでもにぎわい、そういう中からいろんなものが生まれてくるというふうに考えております。

私は、昭和34年の生まれであります、その頃は先輩も後輩の人もたくさんいて、常に人と接する中で育ってきたわけであります。今のお子さんは、昨年八千代町で生まれたお子さんは81人です。亡くなった方が315人だと思いました。生まれた方が81人で亡くなった方が315人です。そして、81人の生まれた方の中の9人は外国人のお子さんです。ですから、もう既に生まれてくるお子さんの1割は外国人の方の子どもというふうになっているわけであります。八千代町がこれから30年で1万4,000人になるというような人口予想が立てられています。その中でも活力が失わなくて、そして昔のようににぎわいのあるそういう町をつくっていきたいと思います。

しかし、学校に関しては、委員会を立ち上げて今検討させていただいております、恐らく第三次ブームが来なかった、日本に来なかったという中で、今このような人口減少が進んでいますが、これを例えばでは5年で持ち直すかという、これ日本全体で無理だと思います。研究者の中には、今から50年努力しても人口増加には転じないというようなことを言っている学者の人がいるぐらいであります。それが、先ほど言いましたように東京だけは人口増えて、そして茨城や栃木や千葉、埼玉、神奈川、どんどん東京に人口が吸い寄せられる、その辺も対策を考えながらまちづくりを進めていかななくてはならないなというふうに思っています。そういう中で、町に魅力がなければ人は来てくれませんので、町として、議員のほうから画期的という言葉を使われましたが、独自性のある取組の中で移住定住を進め、そして八千代でお子さんを産み育てられる、そういった環境をつくってまいりたいというふうに考えております。ひいては、そういうような状態を孫子の代につなぐと、これが使命であると思っております。

答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今、町長のほうからご意見とお考えいただきました。そのような形の中で努力をしていただきたいと思います。基本的には、やはりいかにして斬新な考え方を持って、若干町の予算が何でそういうところに使うのかぐらいのつもりで、八千代に一時というか、住まいを求めて、また八千代に住んでいる者が、八千代につられたものを画期的な流れの中に沿って、世帯をもって子どもを2人、3人産みたいと、そういうふうな考えを持つくらい斬新な、若干お金がかかろうとも、私の個人的な、議員とか政治やっている者として、そういうものについては予算等についても惜しみなく了承いたしますので、ご努力いただいておりますと思います。

終わります。

議長（上野政男君） 以上で14番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 請願第2号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願

議長（上野政男君） 日程第2、請願第2号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願を議題といたします。

本案については、去る6月6日の本会議において、教育民生常任委員会に付託をしておりますので、教育民生常任委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

大久保敏夫教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 大久保敏夫君登壇）

教育民生常任委員長（大久保敏夫君） それでは、議長の許可をいただきましたので、ご指名によりまして、教育民生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、請願第2号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願であります。

当委員会は、委員5名出席の下、6月10日午前9時から役場4階大会議室において、教育長及び関係部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、請願第2号については、全会一致で採択することに決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査の経過と結果について申し上げますが、議員各位

のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

議長（上野政男君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願を採決をいたします。

請願第2号に対する教育民生常任委員長の報告は採択であります。

お諮りをいたします。委員長の報告とおり、採択すると決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する請願は、委員長報告のとおり採択と決定をいたしました。

日程第3 議第1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書の提出について

議長（上野政男君） 日程第3、議第1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書の提出について議題といたします。

本案については、全員協議会において説明済みでありますので、朗読及び提案理由を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 討論なしと認めます。

これから議第1号 脳脊髄液減少(漏出)症医療改善に関する意見書の提出について採決をいたします。

お諮りをいたします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議第1号 脳脊髄液減少(漏出)症医療改善に関する意見書の提出については、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 閉会中の継続調査の件

議長(上野政男君) 日程第4、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長(上野政男君) 以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。これから本格的な梅雨の季節になり、気温は変わりやすくなってきております。皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康に十分留意をされまして、またそれぞれのお立場でご活躍をご期待申し上げます。令和6年第2回定例会を閉会といたします。

(午後 零時55分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 上 野 政 男

署 名 議 員 増 田 光 利

署 名 議 員 大 里 岳 史